

令和3年9月愛荘町議会定例会会議録

令和3年9月3日（金）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 報告第 7号 令和2年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 4 議案第39号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第40号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第41号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第42号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第43号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第10 議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第11 議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第12 議案第47号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 高橋正夫君
7番 外川善正君	8番 徳田文治君
9番 河村善一君	10番 吉岡忍ミ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 伊谷正昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	中西功君
教育長	徳田寿君	教育次長	上林市治君
総務政策監	青木清司君	福祉政策監	森まゆみ君
会計管理者	中村喜久夫君	みらい創生課長	西川傳和君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤居祐司君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
住民課長	阪本崇君	福祉課長	田中孝幸君
健康推進課長	木村美紀君	子ども支援課長	北川三津夫君
農林振興課長	楠真二君	商工観光課長	藤野知之君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	辻裕樹君
生涯学習課長	陌間秀介君	代表監査委員	山本憲宏君

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田郁子	書記	伊谷一真
--------	------	----	------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（伊谷正昭君） 皆さん、おはようございます。滋賀県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出をされております。本日は、感染予防対策といたしまして、議場での出席者を極力減らすことといたし、一般質問においては議員の半数以上の出席、また、説明員につきましても答弁関係者のみの出席としていただくことしておりますので、御了解を頂くことをお願い申し上げます。

また、感染症予防のためには、閉鎖した空間、近距離での多人数の会話などには注意を必要とすることから、質問及び答弁につきましても、より簡潔に行われますように御理解と御協力をお願いを申し上げます。座らせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊谷正昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時02分

再開 午前9時03分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 日程第1 一般質問を行います。

本日は9月2日に引き続き、3名の一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（伊谷正昭君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江、一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナについて質問します。

1月23日の東京五輪開幕日に4,204人だった全国の新規感染者は、開幕前日の7日に1万5,743人と、開幕時の3倍以上になりました。その後、毎日のように全

国の新規感染者は1万人を超え、2万人を超える日もありました。滋賀県でも毎日のように新規感染者数が100人を超えています。また、愛荘町でも感染者が増加しています。

滋賀県に8月8日からまん延防止等重点措置が適用され、8月27日から9月12日まで緊急事態宣言が発令されたところです。緊急事態宣言は21都道府県に、まん延防止は12県に拡大されました。ワクチン接種を進めるとともに、職場、学校、地域のどこでも気軽に検査できる体制を国や自治体がつくり、無症状の感染者を見つけ出して保護・隔離することが感染を食い止める対策です。緊急事態宣言下における町の状況、町民の協力、効果について答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 失礼します。新型コロナウイルス感染症拡大防止に関しては、当町においても住民の皆様にご協力を頂いておりますが、県内では200名を超える新規感染者が確認されたこともあり、病床占用も9割前後と非常に逼迫した状況が続いています。そういったことから、政府は8月27日から9月12日までの間、滋賀県を緊急事態宣言の対象地域に追加したところです。

県下の感染状況については、特定の地域のみではなく、町域を含めて全県的な広がりが見られ、当町におきましても、8月中旬から継続的に陽性者が確認されております。

現在の当町の取組としましては、これまでのまん延防止等重点措置に加え、まず不要不急の外出自粛の徹底と基本的な感染対策の徹底に関して、町ホームページにより町長メッセージを発出したほか、緊急事態宣言の具体的な適用について、防災無線、広報車による啓発活動等の呼びかけを継続的に実施しております。

また、町の一部施設について、休館や利用停止、利用時間の短縮を行っているほか、イベント等の開催についても、町独自の開催基準において、開催人数や収容率、開催時間の制限等を設け、感染症対策の徹底を図っているところです。

さらに、滋賀県から要請されている飲食店等営業時間の短縮については、現在、商工会を通じて該当する会員へ協力依頼を行い、協力金も含めた周知を行っているところです。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。再質問を行います。

今、答弁にもありましたように、本当に毎日、スピードの速い感染拡大になっております。そして、町内の感染者は既に100人を超えました。連日、数人の感染者が出ていて、これまでにないスピードで感染者が増えています。愛荘町も予断を許さない状況だと把握します。

軽症なのか、重症なのか、入院なのか、自宅療養なのかなど、町内の感染者の傾向が町民には分からないのが現実です。県から町への情報はどのように提供されているのかについて答弁を求めます。また、詳しい情報が得られているのならば、町内における陽性者、入院・自宅待機の状況など、直近の具体的な数値について答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。県から町への情報はどのように提供されているのかといったところでございます。6月議会でも御答弁させていただきましたとおり、現在、滋賀県からは毎日、新型コロナウイルス感染症に係る県内の感染動向等について、直近2週間の県内陽性者一覧、また、病床逼迫状況、県内の総数として変異株陽性件数がメール配信にて送られてきております。

また、併せて県内の発生状況一覧において各市町の累計陽性者数、また、現在陽性者数、入院数、自宅待機数、自宅療養も含めた入院予定数、宿泊療養者数、退院者数、死亡者数等の情報について提供いただいております。これらの情報については滋賀県ホームページにも記載されていることから、広く住民に対して公表しているところでございます。

また、直近の県内あるいは町内の発生状況についてのお問合せでございますけれども、昨日の9月2日18時30分現在における県内の発生状況をお答え申し上げます。

まず、県内の陽性者累計につきましては1万1,000人、県内の現在陽性者数につきましては2,016人。愛荘町の累計では108人、当町の現在陽性者数につきましては27人。入院が2人、こちらはいずれも軽症でございます。入院予定者、こちらは自宅療養を含みますが、19人。宿泊療養施設につきましては6人、退院が79人、お亡くなりになられた方はお2人ということでございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 私のところ、町民の方から、「家庭内感染が怖い。町として何か案があるなら教えてください」という声が寄せられました。このような町民の方の声を代弁して、このことについての答弁を求めたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。家庭内感染に関する御質問でございます。

最近、新型コロナウイルス感染症の一番多い感染経路につきましては、家庭内感染でございます。家庭内は主に家族と生活しておりますため、外出先で他の方と接するときのような感染症対策を万全にしていけないことが非常に多いことが想定されます。よって、現在、町の取組として、ホームページにおきまして、家庭内感染で御注意いただきたいこと、8つのポイントということで掲載をさせていただいております。

体調が悪い、また濃厚接触者になった方が自宅におられる等について、特に御配慮いただきたいのが、1点目といたしまして、食事や寝る部屋を分けることの徹底。2点目には、感染が疑われる方、また感染者のお世話はできるだけ限られた方で行うこと。また、3点目には、マスクの徹底。こちらにつきましては、特に使用したマスクは他の部屋には持ち込まない、マスク表面には触れない、外した後は手洗いの徹底が大変重要でございます。4点目には、小まめなうがい、消毒の徹底。5点目には、換気の徹底。特に、エアロゾル感染を防止するため、小まめに実施することが大事でございます。6点目には、手で触れる共有部分の消毒。特にトイレ、洗面場は大事でございます。7点目に、汚れた衣類は部屋に持ち込まない。8点目は、ごみは必ず密閉して捨てることでございます。

やはりこれらの啓発につきまして、いかに各御家庭に対して御理解いただくことが非常に重要であると考えておりますので、関係課とも協議しながら、情報共有をより強化してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 緊急事態宣言が全県対象に出されたことから、町内の具体的な自粛要請や、支援金についての内容や状況について答弁を求めたいと思います。先ほども答弁の中にもありましたが、やはり、具体的にはこの愛荘町の中でどのようになっているのかということ、答弁を求めます。また、経済的に困窮される方が出ないように、自粛要請に対する支援金の対応は即座に行うこと、そして町単独の支援策

を創設することを併せて求めますので、これらについての答弁を求めたいと思います。

○議長（伊谷正昭君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。町内の自粛要請や支援金についての内容や状況についてというお問合せでございます。

まず、町内の施設の自粛要請についてでございます。9月12日までの緊急事態宣言が発令されていることから、町内施設については20時以降の利用自粛。感染拡大防止の観点から、不特定多数が利用されているラポール秦荘けんこうプールやみゆき公園の閉鎖。また、大勢で利用できる屋内体育施設について休館措置を取っております。また、図書館や歴史博物館等につきましても、人数や利用時間の制限、また閲覧席の削減を行い、検温、消毒の徹底をより強化しております。こちらは町のホームページ、町公式LINEにおいて情報提供をさせていただいているところでございます。

次に、町内事業者に対する自粛要請や支援金についてでございます。こちらも同様、滋賀県ホームページ、町のホームページ、町の公式LINEで情報共有、情報提供させていただいているところではございますが、主なものについて申し上げます。

まず、飲食店に対する休業等について、緊急事態宣言期間中は、県下19市町の飲食店等について、酒類の提供店舗には休業要請、酒類の提供のない店舗においては5時から20時までの営業時間短縮。飲食店以外の施設に関しては、1,000平方メートルを超える商業施設に対し、20時までの営業時間短縮。1,000平方メートル以下は、法に基づかない協力要請として、20時までの営業時間短縮が要請されております。

また、支援金につきましては、8月27日から9月12日までの飲食店に対する協力金として、1店舗当たり、売上高に対し1日4万円から10万円。商業施設やイベント関連施設等の飲食店以外に対する協力金として、時短営業をした面積1,000平方メートルごとに上限1日20万円。そのほか、酒類販売事業者に対する月間売上高の減収支援金、中小企業・個人事業主に対する事業継続支援金、中小企業者の資金繰りに対する支援金がございます。

現在、町内事業者に対しては、関係課を通じて商工会と協議を実施しているほか、直接的な窓口は滋賀県になりますが、随時相談等に応じているところでございます。

○議長（伊谷正昭君）　　商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君）　　御質問にございました町の支援金等の内容ござい

ますが、この緊急事態宣言によりまして、町内事業者への経済的影響は大きくなるものということは予想されます。町のほうでも、国の交付金を活用した町内事業者の支援の実施に向けて、現在、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 営業の自粛に対する支援、行えるように、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、再質問、次のをさせていただきますけれど、今度は教育委員会のほうにお尋ねいたします。

8月27日から2学期が始まりました。コロナ感染第5波では、感染性がより高いデルタ株が主流になり、感染状況が大きく変わる中、子供たちの感染が増え、家庭内感染の拡大が心配されます。空気感染するデルタ株は、従来株の半分の時間で感染すると言われていています。教室でのエアロゾル感染への注意が必要です。空気を短時間入れ替える常時換気と不織布マスクの着用に大きな効用があります。感染状況に応じて家庭のオンライン授業も必要になるかもしれません。

政府は、既に大学や高校、特別支援学校に配っている、比較的容易に検査できる抗原簡易キットを、9月上旬から小中学校、幼稚園などに80万回分追加配付します。

以上のことから、教室でのエアロゾル感染を防ぐための常時換気と不織布マスクの着用が徹底されているか。オンライン授業で家庭学習を行う体制があるのか。また、抗原簡易キットは何回分が配付されるのか。検査対象、誰がどのようにして検査するのか。このようなことについて答弁を求めたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（辻 裕樹君） それでは、今の質問に対してお答えをします。

新型コロナウイルス感染症の拡大のため、滋賀県に8月27日より緊急事態宣言が発令されました。8月27日より愛荘町立の校園では2学期が始まりましたので、それを受けての校園での対策を強化しているところです。

新型コロナウイルス感染症では、飛沫感染に加え、エアロゾル感染の心配もありますので、教室では換気扇を常時動かし、窓を開けての自然換気も常に行っております。子供たちにはマスクの着用を指導しております。

9月1日には、感染予防のため、不織布マスク5枚、ペン型除菌アルコールスプレ

一を、教育長からのメッセージを添えて、園児・児童生徒2,506人に配付をしました。

オンライン授業に向けて、現在、学校で模擬的な授業を行い、タブレットの端末を持ち帰っても児童生徒が活用できるように、今、指導をしている最中でございます。

最後に、簡易キットのことですが、国から、新型コロナウイルス感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キット、抗原簡易キットが配付されるということになりました。

今回の配付キットは、教職員が使用することを基本的に想定しています。教職員については、発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤せずに自宅で休養することを徹底することとしており、出勤後に体調の変調を来した場合は速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としています。その上で、医療機関を直ちに受診できない場合等において、キットの使用を想定しています。

また、児童生徒についても、登校後に体調の変調を来した場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するように促すことを原則としています。その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や、地域の実情により、医療機関を直ちに受診できない場合等における補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が、本人及び保護者の同意を得てキットを使用することが考えられますが、現在、キットはまだ届いていない状態でございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁について、再質問させていただきます。

そうすると、簡易キットのほうはまだ何回分届くとかそういうことも分からない状態、9月初めということで報道ではなっていましたので、どういう状態なのかということについてと、その抗原キットというのは、それも報道で見てるわけですがけれども、教職員と4年生以上の生徒に使えるというのか、そういうようなこともありましたけれども、そうすると低学年の、3年生以下の生徒さんの場合だと、やはりこれが使えないということになるのかなと思いますし、結局、学校の中で、生徒さんの中で感染者が出た場合、どのような処置というのか。例えば学級閉鎖、いろんなことがあると思います。どういうようなことを予定されているのかということについて、答弁を求めたいと思います。

ちょっとまとめて言いますが、また、オンライン授業のことですけれども、昨日の一般質問などでもありましたけれども、やはり家庭に持ち帰ることになりますので、いろいろな注意事項を添えて、生徒さんに、これが大事なものだということ、そういう扱いにも指導させていただけるものかと思っておりますけれども、やはりその点についても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（辻 裕樹君） 先ほどの抗原キットの数でございますが、現在届いている連絡では、1箱に10個入っているものが13箱届くということで連絡を受けております。

また、抗原キットの利用については、すぐに医療機関を受けられない場合にということですので、基本的に体調が悪い教職員、児童生徒があった場合は速やかに帰宅させ、医療機関を受診することを基本としております。

また、感染が確認された場合において、どのような対応をするかということにつきましても、文部科学省からガイドラインが示されておりますので、それに基づいて、本日付で、確認が感染された場合の対応ということで、保護者の方に文書で、教育長名で伝えるということになっております。

最後に、オンラインの事業で、タブレットのことにつきましては、大事に使うということについては、1学期から既にタブレットの端末の利用を進めておりますので、それについて特段大きな事故等は報告を受けておりませんので、学校のほうで大事に使うように指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。

ちょっと今の話などを受けまして、町長にお聞きしたいと思うんですけれども、やはり学校での生徒さんの感染って、本当に深刻な事態に、全国的にもそうですけれども、なっていると思います。それで、やはり保護者の方もそうですけど、本当に誰か1人、そういう感染された生徒さんが出たとして、もう自分の子は大丈夫なんだろうとか、家庭内でどうなるやろうとかそういうこともありますし、保育園の場合でも、それでもし保育園がそれによって休みになったら、仕事も休まなければならないというような事態にもなってきますので、本当にリスクがあるものだと考えます。

それで、私たち日本共産党愛荘町議員団が、8月26日に学校、幼稚園、保育園でのPCR検査の拡大を求める要望書を町長に提出しました。愛荘町内の小中学校、幼稚園、保育園において感染者が出た場合のPCR検査は、濃厚接触者だけではなく、その施設内の全員に行うことということを要望しました。

先ほど申しあげましたように、子供たちの感染、本当にデルタ株が主流になってから不安が加速しているということが現実になっていると思います。小中学校、幼稚園、保育園において感染・陽性者が出ると休校、学級閉鎖や休園という措置は当然取られます。突然の休校、学級閉鎖や休園は、保護者の生活に影響するだけではなく、家族は不安な日々を過ごすこととなります。町の予算を投入してでも、児童生徒の安心・安全、町民の命を守ることが大切だと思います。

ですから、愛荘町内の小中学校、幼稚園、保育園において感染者が出た場合のPCR検査は、濃厚接触者だけではなく、その施設内の全員に行うことをこの場でも再度求めたいと思いますので、町長の答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問の中でもお触れを頂きました、共産党からその要望が、町長ということに対しましても要望、提案されてはおります。提出を頂いております。

私が捉えておりますのはPCR、また、先ほども教育振興課から御報告、御答弁も申しあげましたけれども、この抗原キットということにおきましても、やはり対処的なものであるというように考えております。これが対症療法、対処の手法とするならば、やはり根本的な対処の仕方は何かと申しますと、低年齢、12歳以上の方が今、承認をされておりますけれども、この方々に対するワクチンの接種をスピードアップしていくということが根本の対処方針というふうになると捉えておりますので、そちらにより力点を置いていくということで考えております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） そのような答弁を頂きましたけど、質問ではございませんけれども、私は64歳ですが、この間、2回目のワクチン接種を終えたばかりであって、私の歳でこの間ですので、本当に12歳以上の方が全員、希望する方ですけれども、行き渡るにはまだまだ時間がかかります。その間にやはり感染はどんどん急拡大してきますので、これは一斉に検査をするということは本当に、先ほど質問の中

でも申し上げましたけれども、この検査を広げて、陽性者の方を別の場所に見つけて、別の場所に保護するということはとても重要なことで、感染拡大を抑える鍵になると思いますので、そのことを訴えて、ワクチン接種と併せてですけども、ワクチン接種は進めながらそれも、緊急のそういう場合にはそういうことをしていかないと感染拡大が抑えられないと思いますので、そのことを訴えます。

ですから、今後、この要望についても検討していただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

デルタ株の影響で、新型コロナの第5波が猛威を振るう8月に入り、新規感染者が過去最多を記録更新する地域が続出しています。病床使用率の逼迫具合が深刻な状況を示す国の指標ステージでステージⅣ、これが50%以上ですが、となっているのは、8月11日時点で17都府県で、滋賀県、この時点で82%です、も含まれています。

本来入院が必要な患者が病床不足で入院できないケースも発生しています。軽症と診断され、ホテル療養や自宅療養となった場合でも、容体が急変して一気に重症化、死亡する事例も相次いでいます。入院できない患者が激増し、自宅待機せざるを得ない中、救急車を呼んでも受入先の医療機関がなかなか見つからないケースが全国で発生しています。

不安を感じずにいられない状況の中、インフルエンザの時期が近づいてきました。日本ワクチン学会は、「2020-21シーズンは、流行の規模が小さかったことから感染者も少なく、その結果として2021-22シーズンは、インフルエンザに対する感受性者のさらなる増加が危惧されます。インフルエンザの罹患率や死亡率を低下させるため、本学会は、生後6か月以上の全ての人に対するインフルエンザワクチンの接種を推奨します」との見解を公表しています。新型コロナウイルス感染拡大におけるインフルエンザ対策について答弁を求めます。

昨年度は、インフルエンザ予防接種の費用について、高齢者と妊婦さんは無料、中学生以下の子供さんには1回につき3,000円の補助でした。今年も同等の補助を求めますが、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 答弁させていただきます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの流行が重なることにより、医療体制の逼迫を回避することを目的に、滋賀県インフルエンザ予防接種助成事業補

助金交付要綱及び国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用し、県内19市町で、高齢者、義務教育以下の子供さん、妊婦さんを対象に無料あるいは1回3,000円の補助等でインフルエンザワクチンの接種を行いました。

マスクの着用、手指消毒、3密回避等、感染症対策を住民の一人ひとりが実施していただいたことにより、昨年度はインフルエンザの流行を抑えることができました。今年度につきましては、重症化予防のため、高齢者のインフルエンザ予防接種に関しては引き続き一部助成を行いますが、義務教育以下の子供さん、妊婦さんを対象として助成を行うことは考えておりません。

引き続き、住民の皆様には十分な感染症対策を講じていただき、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患しないように努めていただきたいこと、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） これについての再質問を行います。

昨年行われましたインフルエンザワクチンの接種状況と、現在の感染症対策についての滋賀県の状況について答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 答弁させていただきます。

1つ目の、昨年度のインフルエンザ予防接種の接種状況でございます。昨年度実施いたしましたインフルエンザ予防接種費用助成事業の実績といたしましては、高齢者は3,925人が接種され、接種率79.7%。妊婦さんは41人が接種され、接種率52.6%。義務教育以下の子供さんにつきましては、延べ接種者数が3,075人で行いました。決算額は総額2,921万4,320円で行いました。

引き続き、滋賀県全体での感染状況及び対策についてでございます。昨日、9月1日時点での現在の新型コロナウイルス感染症の県内の動向について、まず御報告させていただきます。現在、陽性者数は県内2,016人です。県内の病床数は383床に対して、入院患者が321人、空き病床が62床で、全体の83.8%の病床がもう既に埋まっているような状況でございます。また、県内の宿泊療養部屋数ですけれども、677室のうち、療養者は230人で、空き部屋が307室となっております。

滋賀県内におきましても感染者数が拡大している中で、陽性者の3割弱の方のみが

病院や宿泊療養施設の療養状態観察となっております、40歳以下の基礎疾患のない方で無症状及び軽症者につきましては、自宅療養で健康観察を行っていただいているという状況であることを保健所から聞いております。

全国的にも言われていますが、医療体制の逼迫は滋賀県においても同様な状況であるため、住民の皆様お一人お一人の感染症対策を今後もお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 次のことは、町長にお聞きしたいと思います。

昨年度の今頃は、まだ新型コロナがワクチン接種も開始されておらず、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは症状が似ているので見分けがつかないとのことで、インフルエンザワクチン接種を受けることが推奨されてきました。現在、12歳未満の子供さんの場合は新型コロナワクチン接種の対象になっていませんので、昨年度と状況は同じです。12歳以上の町民が新型コロナワクチン接種が予約できるようになりましたが、希望する方全員が2回の接種を終了するまでにはまだ時間がかかります。昨年度よりも現在のほうが感染拡大して、緊急事態宣言が発令されるほど深刻な状況で、経済的にも困窮傾向が続く中、昨年度より町民の負担を増やすことには到底同意できません。引き続きコロナ対策として、インフルエンザの予防接種は、今年度も町単独で推奨するべきと考えますが、町長の考えを求めますので、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど再質問を頂きました件でございますけれども、先ほど健康推進課長がお答えをいたしましたとおりでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 答弁はそのように頂きましたけれども、これからまだ流行時まで間がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。次に、特別障害者手当、認知症と診断されて6か月以上経過していれば、精神障害者保健福祉手帳の申請ができる制度について質問します。

特別障害者手当という国の制度があります。著しく重い障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,350円が支給される制度です。本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があり、本人の給与収入の目安は、扶養親族がい

ない場合は年収518万円以下です。手当は町への申請が必要です。障害者手帳がなくても申請できます。介護保険の要介護4・5の人は、手当を受け取られる可能性があります。

また、認知症と診断されて6か月以上経過していれば、精神障害者保健福祉手帳の申請ができる制度があります。日常生活に支障が出ているかどうかということが手帳取得の基準になるそうです。障害者手帳があれば、公助や補助が受けられるものが増えます。

2つの制度の紹介をしましたが、どちらもコロナ禍において要介護認定者の暮らし応援になる制度です。ただ、このような制度は一般的には知られていないと思います。

1点目に、現在この2つの制度をどのぐらいの要介護認定者が利用しているのかについて答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

町内における要介護者認定者のうち、特別障害者手当の支給を受けておられる方は10名、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方は12名という状況でございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次に行きます。2点目に、申請してから制度適用までの経過について答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 特別障害者手当については、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方が対象となる制度でございます。主治医に診断書を書いていただき、役場に申請いただきましたら、県（湖東健康福祉事務所）へ進達し、そこで判定されます。申請から支給決定まで2か月程度かかり、決定認定されると、申請日の翌月から手当が支給されるというものでございます。

また、次に、精神障害者保健福祉手帳については、認知症と診断されてから6か月経過後に、主治医による診断書を添えて役場に申請いただきましたら、県立精神保健福祉センターに進達し、そこで審査をされるものでございます。申請から認定結果が出るまで約1か月半かかり、1級から3級と認定されると、交付の日から鉄道やバス

の運賃割引等の制度が適用されるものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 3点目に、この2つの制度を周知していただくことを求めますので、これについての答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 特別障害者手当、また精神障害者保健福祉手帳の両制度につきましては、対象となる方からの申請に基づき、事務手続を進めていくものでございます。ですので、住民への広報・周知が大切であると考えております。現在も町ホームページ等で制度があること自体は広報しておりますが、さらに詳しい情報につきましては、町広報紙やホームページで周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今後、これらの制度を町民の方が十分活用できるように支援していただきますよう、よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。次に、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設について質問します。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設整備計画は、彦根市の荒神山の麓の西清崎を候補地として進められています。大型ごみ処理施設の建設が時代の流れに逆行していることを問題提起します。

政府が2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを示し、今年6月にはプラスチック資源循環促進法が成立しました。

国のごみ政策が大きく転換し、環境保護がこれからの世界にとって重要な課題になっているときに必要なのは、大型ごみ処理施設の建設計画を見直し、ごみを分別収集することで減量化していくことではないでしょうか。このことについての行政の見解を求めますので、答弁を求めます。また、町における減量化計画・目標について答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） まず初めに、建設計画を見直し、分別収集することで減量化していくべきではないのかといった点について御答弁申し上げます。

ごみ処理施設の広域化、集約化の必要性については、市町の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されていることから、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がございます。また、ごみ処理施設の集約化により、施設の省エネルギーのみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待され、処理費の削減、施設のエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減につながると考えております。

現在、減量化に向けた取組といたしましては、ペットボトル、金属類、瓶類、小型家電、古紙類、廃食油等について再資源化に努めており、可能な限り家庭、事業所内での減量化や再利用を促すとともに、リサイクルが可能なものについては資源分別収集を推進いたします。

次に、町における減量化計画・目標についてでございます。当町における減量化計画や目標は、廃棄物処理法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理基本計画に基づき、減量目標の設定、排出抑制計画、分別収集計画、達成すべき目標等を定めております。

特に、減量化率につきましては、収集ごみ、直接搬入ごみ、その他に分類した設定を評価し、排出抑制計画では、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理容器の普及拡大の推進、分別収集計画では、各市町の分別区分の違いから統一に向けた検討、達成すべき目標では、国、県が掲げる達成目標との比較を行い、現実的なレベルでの減量化、資源化目標を定めております。

また、今年度におきまして、1市4町における彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画を策定中であり、新たなごみ処理施設においては、現状より減量化することを目標設定することで、各市町における取組を強化いたします。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を見ますと、熱回収施設は容器包装プラスチック、廃食油を燃やす場合は1日147トンの処理能力施設、また、容器包装プラスチック、廃食油を分別する場合は1日144トンの処理能力施設を建設するとされています。しかし、基本計画にも明記されている本組合圏域の将来ごみ排出量推計結果で、H44年、これは令和14年になりますが、そのときの分別ごみも合わ

せたごみの総量は1日当たり119トンです。熱回収施設で燃やすごみは、それよりもかなり少なくなりますので、容器包装プラスチック、廃食油を分別する場合でも1日144トンの処理能力の施設では、対象ごみの分量に対し大き過ぎて、結局、減量化どころかごみを増やすことになってしまいます。

愛荘町も減量化のために努力されていると把握していますが、そのような努力が報われるような処理施設にしていこうではないかということを提起します。これに対する行政の見解を求めますので、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

施設整備基本計画で設定をいたしました熱回収施設規模につきましては、今ほど議員御指摘のとおり、1日当たり処理能力を計画しているものでございます。この数字につきましては、稼働年次において、燃やすごみを平成28年度実績から5%減らしていくといった目標値であり、併せて令和元年度実績からも15%削減をしていくといった目標でもございます。加えて、この日当たり処理量につきましては、1市4町の災害廃棄物処理余力分を10%見込んでいるものでございます。

御指摘のとおり、令和14年度目標につきましては、当然、さらなる減量目標となっておりますのでございますけれども、あくまでも稼働年次においてクリアできる処理能力の確保が大前提となっておりますので、稼働以降につきましては、より一層1市4町で減量化に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君）　　瀧　すみ江君。

○11番（瀧　すみ江君）　　もう1点ですが、今計画されている施設建設に係る総費用は、現時点で幾らと見積もっているのか、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。現時点での総費用ということでございます。

施設整備費につきましては、施設整備基本計画に基づき算定をされておきまして、現時点におきましては、熱処理施設とリサイクル施設を含め、容器包装プラスチックを燃やした場合で約202億円となっておりますのでございます。ただし、こちらにつきましては運営費を含んではおりません。また、容器包装プラスチックを資源ごみと

した場合、こちらは約205億円と、約3億円高くなる試算でございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移ります。プラスチックごみを燃やすと、地球温暖化の原因となる温室効果ガスが多く発生します。地球温暖化は自然環境に大きな負荷を及ぼし、近年経験のない豪雨などの災害も引き起こしています。プラスチックの分別収集は私たちにできることの1つなのではないでしょうか。彦根愛知犬上の広域でごみ分別方法等統一化検討委員会が行われているとお聞きしていますが、その中で、プラスチックの分別収集についてはどのように協議されているのかについて答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

彦根愛知犬上地域1市4町では、現在、広域新ごみ処理施設建設に向け進めており、構成市町のごみの分別方法の統一化を図るため、当委員会を立ち上げ、議論しているところでございます。

これまでの協議内容を踏まえ、第3回検討委員会において、容器包装プラスチックにおいては、外部委員の視点を踏まえ、燃やすごみとして焼却・熱回収する方向性でおおむね決定しておりますが、今後、交付金の交付の有無が多大な影響となることから、交付金交付要件となるケースとならないケースに分別し、それぞれ検討しているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。

今、プラスチックの分別収集についての見解を言っていただきましたが、現在、愛荘町と犬上郡3町はリバースセンターで燃やすごみを処理していますが、プラスチックごみが混在している固形燃料を作り、環境に負荷を与える処理方法になっています。このことをどのように総括して今後に生かしていくのかについて、見解を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

昭和48年当時に旧の愛知郡環境衛生組合のごみ焼却施設が建設されておりましたが、煙問題が発生したことによって、ダイオキシン等の課題が山積し、煙を出さない

RDF施設、いわゆる固形燃料施設を現リバースセンターで平成9年4月から運用開始した経緯がございます。

この固形燃料であるRDFにつきましては、プラスチックを含んだ可燃性の一般廃棄物を主原料としておりまして、専用の装置で燃やすことで乾燥や暖房、また、発電などの用途に供されるもので、可燃ごみの減量化に非常につながるものでございます。また、当時の焼却施設からRDF施設に変更したことによって、排ガス量が4分の1になり、CO₂削減効果にも努めておるところでございます。ただ、一方では、ここ数年でこのRDFを受け入れる施設が激減しまして、多大な運送費を計上しながら、県外施設に受入れをお願いしているのが現状でございます。そういったことも含めまして、今後、このRDF施設の維持管理費を考慮しますと、やはり広域での処理施設が必要になってくるというふうに考えておるところでございます。

現在、全国的にもプラスチックの減量化が重要視されてきておりまして、紙ストローやバイオマスプラスチックの利用が進んでいる中で、新ごみ処理施設につきましてはできる限りの減量化を推進するとともに、ダイオキシン類の発生や、大気汚染に関しても、彦根市清掃センターを含む近年の公害防止基準の平均値よりさらに厳しい基準を設けた上で適切に処理を実施してまいりたいと、このように考えておるものでございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1点質問します。

6月17日に行われました彦根愛知犬上地域ごみ処理施設整備連絡協議会で、ある委員の方が次のような内容の発言をされました。

「国会では、この6月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立しました。廃プラスチックについては分別回収して、極力資源化していくということが決められています。国会の中でも、環境省が廃プラスチックをリサイクルしたほうがCO₂の削減は燃やすよりも2倍から3倍削減できるという資料を出されました。廃プラスチックを資源として回収して、CO₂の削減をするという方向に国も方向転換したということが取り上げられています。各自治体のプラスチックの分別回収に後押しをするという国の姿勢を明確に示しました。不要なものを燃やさない、そういう意味でも、廃プラスチックについては分別回収して資源化することが大事だというふ

うに思いますので、今後、広域行政組合もそういった立場で進めていただきたい」と、このような内容です。本当に的を射た発言だと思います。

稼働するのは早くも8年後です。先を見越せばプラスチックを分別して燃やさないという選択肢しかないことを訴えておきます。愛荘町からもこの声を広域行政に発信していただくことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

二酸化炭素排出量につきまして、国のプラスチック資源循環施策により、プラスチック類自体が今後25%削減されると言われておりまして、残りの75%のうち約50%が紙製品なり紙製の容器包装やバイオマスプラスチックに代替促進された場合を想定して試算をした結果でございますけれども、やはり燃やすごみとしたほうが、資源ごみに比べて年間1,300トンから2,400トン多くなることが想定されておるところでございます。

しかし、この圏域といたしましては、今後、少子高齢化によりまして、将来の介護等、福祉費用の増加が見込まれる中、このごみ処理に係る経費の削減に最大限努めてまいりたいというふうに考えており、分別方法は燃やすごみとし、焼却により発生した熱を回収し、有効利用することを考えておるところでございます。

また、費用的な面におきましても、この容器包装プラスチックにつきましては、新施設における施設整備費、運営費及び収集運搬費を比較した結果、施設整備から20年間の運営期間において、分別方法を燃やすごみとするほうが、資源ごみとする場合に比べて、実負担額で約40億円安価となる結果になったものでございます。

また、環境面において、プラスチック類を焼却する場合、もちろんダイオキシン類の発生が懸念されるところでございますけれども、新施設においては発生抑制を行い、先ほど申し上げましたが、公害防止基準の平均値よりもさらに厳しい基準で適切に処理されるよう計画しているものでございます。

一方、今後プラスチック類を分別収集した場合の当町における課題といたしまして、さらなる収集業務が追加となり、今後、車両が約2台増える予想であることから、年間約4,000万円の負担が新たに生じることになり、分別等の住民負担が懸念されることにもつながります。そういったことから、1市4町の統一した考えのもと、当町といたしましても、熱エネルギーを回収活用する方向で考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移ります。

西清崎の候補地は、想定浸水地域、土石流の危険溪流、軟弱地盤という地形的な問題があり、不適格地ということも言われていて、無理に建設しようとするれば費用も高くつき、町民の税金で負担しなければなりません。科学的見地から考えて建設できるのかどうかについて、町長の見解を求めますので、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 施設建設の可否については、学識経験者等で構成された彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会において、安全・安心確保の視点から5つの項目を設定し、総合的に評価されたものです。

候補地選定委員会では、実施可能な範囲の調査結果や既存資料を基に検討されたものであり、活断層、浸水想定及び土砂災害については様々な根拠をもって判断をされております。また、地質調査における現地盤の軟弱強度といった課題についても、あらゆる結果を踏まえた上で地盤改良等を実施することにより、現建設候補地での施設建設は可能との判断に触れており、そのように理解しています。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移ります。最後に、生理の貧困について質問します。

これについては、私は6月議会でも取り上げ、学校のトイレに生理用品を常備することを求めましたが、「保健室で無償配付しているので、支障はない」との教育次長の答弁でした。「トイレットペーパーのように生理用品も常備すると考え、検討してほしい」との私の再質問に対し、教育次長は「そのことも含めて進めていきたい」と答弁されました。その後、滋賀県が県立学校66校のトイレに児童生徒が自由に使える生理用品を設置する方針を明らかにしました。このことを受け、町でも同じように対応していただくことを要望します。

以上のことから、学校のトイレに生理用品を常備することを6月に引き続き再度求めますので、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） さきの6月議会でお答えさせていただきましたが、その

後も学校の意見を聞かせていただきました。現場の意見としては、これまでどおり児童生徒が必要に応じて保健室で生理に関する悩みや相談を行い、無償配付を受けることで特に問題はないとのことから、引き続きトイレには常備しないことといたします。今後も現場の意見を聞き、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） そのように答弁いただいたわけなんですけれども、ここに、滋賀県が今年の6月11日から6月15日に、生理の貧困に関するアンケートを10代、中学生以上の年齢の方に行いました。それで、その内容について申し上げますと、「生理用品を購入・入手するのに苦労していた、また苦労したことがありますか」との問いに対し、「時々苦労する（していた）」というのが21.9%、「毎回苦労する（していた）」が4.2%で、合計26.1%という結果でした。

その理由としては、「収入が少ないから」が23.1%、「高額だから」が12.7%、「親（保護者）に頼みにくいから」が4.7%、「親（保護者）の収入がないから」が1.5%、「親（保護者）が買ってくれないから」が1.6%という結果でした。

これは全部で3,682人の方が回答されています。このようなことは他人には言いにくい、悩みを打ち明けにくいということがあろうかと思えます。このアンケートの結果も参考にさせていただきたいと考えます。

今、答弁にありましたように、現場の各学校の意見もお聞きいただき、そして、これから行われるであろう県立学校のほうの取組など、そして、このようなことで悩んでいるかもしれない生徒さんの状況をつぶさにキャッチしていただきまして、目配せ、気配せというのか、そのようなことをキャッチしていただきまして、そして、こういうことを視野に入れて、今後、検討して進めていただくことを要望いたします。これは答弁はよろしいですけれども、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、これで一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

◇ 河村善一君

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村善一君。

○9番（河村善一君） 9番、河村善一です。一般質問を行います。大きくは2つのことについてお尋ねしていきたいと思います。

1つ目は、愛荘町の障害児者福祉施策を問うということであります。先日、愛荘町障がい者計画（第4次）及び障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）、令和3年4月に冊子が配付されました。それに基づいてお尋ねいたします。

1番目ですが、その冊子の冒頭の第1章、計画の策定の背景と趣旨で、障害者福祉計画関係の法律の編成について触れられていました。障害者自立支援法が障害者総合支援法へ改正され、その後も発達障害者支援法が改正されたりしてきました。現在の障害児者の主な法律と改正内容についてお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

まず、障害のある人に関する基本的な事項を定めた法律としまして、障害者基本法がございます。平成23年の改正により、全ての国民が障害の有無に関わらず、人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指すこととされたところでございます。

また、障害保健福祉施策においては、障害のある人の地域における自立した生活を支援する地域生活支援を主題に、住民に最も身近な行政主体である市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けた改正が行われてきたところでございます。

平成18年に施行された障害者自立支援法を前身として、地域社会における共生の実現に向けて、平成24年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法へと改正されたところでございます。

さらに、平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に向け、国や地方公共団体、民間事業者による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めた障害者差別解消法が施行されたほか、児童福祉法や発達障害者支援法等の改正においても、障害児や発達障害のある人への支援の充実を図るべく改正が行われてき

たところでございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 次にいきます。令和3年4月に出された愛荘町障がい者計画（第4次）の基本目標と基本施策の主な内容について、また第6期障がい福祉計画の成果目標と障害福祉サービスの主な内容について、また第2期障がい児福祉計画の成果目標と障害児通所支援等の見込量及び過去の方策の主な内容についてお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） それでは、各計画の内容について御答弁させていただきます。

まず、第4次愛荘町障がい者計画においては、「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」を基本理念とし、障害のある人が地域で自立し、安心・安全に暮らすことができ、地域で支え合い、心通う助け合いのまちづくりを目指しております。

その基本目標と基本施策の主な内容としましては、湖東圏域1市4町と湖東地域障害者自立支援協議会、障害福祉サービス関係機関等と連携し、障害のある人、一人一人のニーズや専門的なケア、安定した生活へとつなげられるよう、地域での見守りなどに応える総合的な地域ケアの仕組みをさらに充実させたいと考えております。

次に、第6期障がい福祉計画では、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行、精神障害、地域生活支援拠点の機能充実を目標としております。

その主なサービス内容としましては、介護給付や訓練等給付、そして補装具等の自立支援給付。そして、相談支援や外出支援などの地域生活支援の大きく2つのサービスに分かれております。

次に、第2期障がい児福祉計画では、より一層の障害児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応、障害児通所支援、障害児相談支援等の推進の成果目標を定めています。

児童発達支援及び放課後等デイサービスの通所支援等の見込量の確保については、見込量と供給量の調和を図り、重度の障害児に対する支援体制について、令和5年度末までに設置する協議の場で方策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） ここで1つだけお尋ねしておきたいと思います。今、答弁いただきました基本目標と基本施策の主な内容について、1市4町、湖東圏域と湖東地域障害者自立支援協議会、障害福祉サービス関係機関等と連携しというところがあります。これはまだ後でもお尋ねしていくわけですが、どうしてもこうなりますと、やっぱり愛荘町主体じゃない、湖東圏域ということになってしまって、落とし穴的に、結局、町が責任を持たずに、ほかのところに責任を持つようなことになってしまうのではないかとという危惧を持ちます。そこのところについては、愛荘町としてはどのような主体性を持って捉えられているのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

町としまして、障害者や、また、障害児の方が利用していただくサービスにつきましては、町長も答弁させていただきましたように、小さな町では設置の部分で対応することが困難なところもございます。そうした部分については1市4町と、自立支援協議会と連携しながら対応していきたい。

また、議員おっしゃられますように、当町に今後どういうものが必要であるかという部分につきましては、障害をお持ちの方、またその御家族様とお話をしていきながら、当町が今後どういう障害福祉が必要であるかを話し合える場を設置した上で進めていきたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） この問題については後でまた詳しく聞いていきますので、どうしても計画倒れにならないように、愛荘町が、やっぱり町の障害者については責任を持って捉まえていくというところの視点は持っていただきたいと思います。

次に進みます。今回の計画策定に当たってのアンケートの調査回収はどうであったか。

18歳以上の障害者手帳を持っている方と、18歳未満の障害者手帳を持っている方を分けて調査されていますが、その総人数とアンケート調査配付数、回収数はどうであったかお尋ねいたします。

また、無作為抽出によるアンケート調査のため、前回までのアンケート調査に一度も

回答したことがない人がいるのではないかと、当事者や家族全体の意見が反映されているとは言えないのではないかと疑問が残りますが、そのことについてお尋ねいたします。

また、アンケート調査も大切だと思うんですが、当事者や家族の方々から直接意見を聞くための機会を設けるべきだと考えますが、今までそんなことを行ってきたのかお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えします。

アンケートにつきましては、障害のある人の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、町民の障害のある人との関わりや障害者福祉に関する関心等を把握することを目的としまして実施いたしました。

アンケートの配付数につきましては、18歳以上の障害者手帳を持っている方が424人、18歳未満の障害者手帳を持っておられる方が76人の計500人に対して行い、また、回答数は18歳以上が180人、18歳未満が34人の計214人の回答という結果でございました。

アンケートにつきましては、同一家族に偏らないよう考慮した上で抽出を行いました。今回の調査対象とならなかった方の御意見も、各種サービスの窓口申請時や障害区分の認定調査時等、定期的に日頃の御様子やお困り事などをお聞きする機会がありますので、今後もきめ細かな聞き取りや調査をさせていただき、皆様の声を施策に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） なかなか障害者が、福祉課に今、自分のこういう、障害者手帳の申請とか、そういうときとかいろいろなときに来られると思うんですが、実際に悩んでいることを、やっぱり福祉課に直接相談するという、なかなか現実にはないのではないかと、こう考えています。それは私も、私だけではなくて、いろいろ十分なそういう話合いの場を持てなかったことの反省はあるわけですがけれども、今後はやはりそういう人たちの声をまとめながら要望していきたいと、こう考えております。

実際には強い強い要望がやっぱりあるわけで、このように改善していきたい、改善してもらいたいということは常日頃持つておられますけれども、その訴え方が分からない、どうやって伝えたらええかということが分からないから、たまたま私に相談さ

れる、議員に相談される方がおられたので、今回お聞きする機会があったわけですが、今後も、できれば担当課、また町長とのトークというんですか、話合いの場を、機会を設けていきたいと、そういう場を設定してお願いしていきたいと思います。年2回程度、フリーにやっぱりこういうことで悩んでいるんだというようなことを聞く場をぜひ設けてもらいたいと思いますが、担当課はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 議員おっしゃられますように、障害者の方、また障害をお持ちの方の家族につきましては、なかなかサービス利用をお願いしている中で、本当の自分の思いや気持ちが伝えにくいという部分は、議員おっしゃられておられるようなことも中には、こちらも上手にその部分を聞き出せばいいんですけども、なかなかそういう御相談の中で深くまで聞けているところはないところもあるかとは思っております。

そうした中で、やっぱり町担当の福祉課としましても、一番寄り添っていただいております計画相談員さんのところからそういうお気持ちをまず聞いて、そして、その中で福祉課の部分も、さらに同席をさせていただくような形も、体制も取っていきたく思いますし、またそういう部分が、やっぱり1人ではなかなか声が上げにくいという部分につきまして、そういう方が集まれるような部分を少し、まとめ役みたいな形等の方を少しつくるといふか、いろんなお話をしながら、議員おっしゃられるように、皆さんでちょっと気軽にお話できるような場のほうは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 聞く場を持っていただけるそうですので、よろしくお願ひしたいと思います。なかなか、実際の意見を聞きますと、計画相談の人に対しても、過度な要求といふか、本音がやっぱりしゃべれてない。あるいは事業所、いろいろお願ひしているところについても、もう少しこうお願ひしたいというところが、やっぱり障害者が主体、保護者が主体なんだけれども、やはりそこまで行ってないといふか、もうここが断られたら次の新たなところを探そうといふことの不安のほうに勝ってしまつて、やっぱり障害者が置き去りにされているところがあるのではないかという心配をします。今後はそのことのないように、私もできるだけ障害者の意見に寄り添いな

から意見を発信していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に進みます。4、第7章、その冊子の第7章、計画の進捗状況の管理・評価では、本計画の推進に当たっては、P D C A サイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果指標の達成状況等について点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映しますとあります。今後、障害児者や家族全体の直接の意見を聞いて、それを施策に反映していくべきと考えますが、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 計画の進捗状況の管理・評価につきましては、愛荘町障がい者福祉施策推進会議でP D C A（計画・実行・評価・改善）のプロセスの順に実施していくこととしております。

また、サービス利用に係る窓口の申請時や、相談支援機関の相談員との定期的なモニタリングの実施、そして御自宅や学校への訪問等で個々に行っています個別会議では、御本人、また御家族、関係機関と状況や御希望等のお話を直接聞かさせていただく機会があります。こうした際、頂く貴重な御意見を大切に、各施策の反映に努めていきたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） ここで、申し訳ないけど、答弁で、学校への訪問といって書かれていますけど、実際には学校への訪問は行かれてないと僕は思うんです。何かされたら実際にあれですけど、1回か2回は行かれたかもしれませんが、具体的に学校へ行ってその意見を聞いたということを僕、聞いたためしがないんですよ。だから、今後やっていただくということであるならばいいとして、やはりあらゆる機会、あらゆる場、学校へ行って聞いていただくこと、僕は勧めてるんですよ。進めていただくんですけど、今までは、各支援学校でもそうですけど、後でも説明しますけど、中学校から甲良養護学校へ行かれ、高等部へ入られたときに初めて障害者手帳、あるいはその制度について知ったという人が多いわけですよ。

だから、甲良養護学校の場合は小学校、中学校からそういう制度の説明もし、こういうことを利用していただければいいですよと、放課後デイサービスもありますよと、いうことを説明してますよね。ほんで、甲良養護学校の高等部に行ったときに初めて放課後デイサービスを使うというような、普通学校から行かれた場合ですよ。そういうようなことを聞くと、やはりそういう制度についての、普通学校の場合の小中では

説明できてないと僕は思うんです、十分なですよ。自分で聞かれたら分かりますけどね。

だから、そこら辺はやはりもっと十分に説明していただきたいと思いますし、もっと学校に、僕は教育委員会もお願いしておきたいと思うんですけど、教育委員会とやっぱり連携して、ぜひ行っていただきたいし、その子供たちの将来をどのようにしていくかということを知っていただいて進めていただきたいと、こう考えます。

次に行きます、もうね。5番の質問に入ります。障害のある方々は、18歳になると福祉制度上の壁、18歳の壁があります。障害児福祉と障害者福祉が大きく違ってくるからであります。18歳までの障害児は、9時から15時までをおおむね学校園において、その後の15時から18時まで放課後デイサービスで見てもらっておられます。特に、水曜日等は学校送迎の帰りのバスに乗車している児童は一、二名であり、ほとんどが放課後デイサービスを利用している状況であります。

18歳を過ぎると放課後デイサービスを利用することはできなくなり、日中一時を使うこととなりますが、送迎は自己負担となる事業所が多く、日中一時預かりの事業所でも、人手不足を理由に時間短縮をして、18時まで預かってくれなくなってきたいて、親が面倒を見なくてはならないのが実情であります。この問題を町はどう認識しているかお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 18歳以上の方が利用される日中一時支援事業につきましては、人員の関係で送迎がない場合や、また、18時までに終了される事業所があることは承知しております。

議員御指摘のように、18歳の高校卒業までは障害児のサービスが利用できますが、高校を卒業されると障害者のサービスに切り替わります。この切り替わりにつきましては、保護者等に十分伝わっていないケースが見受けられ、相談支援専門員任せになっていたものと反省はしております。切替え時に十分説明を行っていきたいと考えております。

また、利用者やその家族が、利用している事業所に時間延長等の申出がしにくく、気を遣われている点があるともお聞きしております。この点は事業所において見直すべきところであるところですので、また事業所に対し周知するとともに、当課の窓口においても、これまで以上に悩み事や相談事が話しやすい環境をつくっていきたいと

考えております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） ここで指摘しておきたいと思いますが、生活介護事業所でも、個別支援を必要とする重度・高度障害の人たちは、職員さんの不足から、毎日通所での受入れ困難になるケースもあつたりするわけです。なかなか18歳にならないと、よく私が言うのは、甲良養護学校、学校自体はある意味で天国って言ったら悪いですけど、本当にいい心地のもとで、学校が全部面倒見てくれて、いろいろ世話をしてくれる。やっぱり高校卒業というか高等部の卒業、あるいは18歳になったら全部自分が責任持ってやっていかざるを得ないし、それがちゃんと移行できておれば安心してやれるんですけど、やはりそのときに、自分の子供がどこへ入るか、どこの作業所へ行くか、どのグループホームへ入るか、それが決まっていればいいんですけど、決まらんままずっときて、ある日、突然慌てるというようなことが今の現状だと思うんです。

そこら辺を、これからも指摘していきますけど、やはり教育委員会と福祉課はやっぱりそれに寄り添うというか、保護者に対する、こういうことが起こりますよと、そういうこと。今の18歳までの状態が続くと思っておられるから、そこらをやっぱり啓蒙して、やはりどういう障害というか、どういう福祉に変わりますよということはやっぱりはっきりと訴えていっていただきたいと思いますし、やはり高等部の方に、小中はまだいいですけど、高等部のもう入られた方にはですね、やはり強いアクションをかけていただきたいと思いますが、福祉課はそこについてはどのように考えられるか、再度質問しておきたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 現在、福祉課としましては、高等部等から卒業されるときの相談のときには、学校のほうに訪問させていただいて、今後の障害児の、障害をお持ちの方の生活をどのようにしていくのかの御相談の中に、お話に入らせていただいております。

議員おっしゃられるように、その準備の行為の中で、もっと早くからという部分は、現在、当課として取組ができていない状態で、先ほども答弁させていただきましたように、相談支援専門員任せという部分のところが多かったのではないかと思いますの

で、まず一度、相談支援専門員の部分との関わりで、どのタイミングがいいのかどうかを調査研究しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） この問題は、何も福祉課だけでお願い、町だけに責任を負わずつもりはないので、これから我々も自分の子供の経験、あるいはやっぱり苦労してきたことを、やはり後輩というか、後に続く人たちにどのように説明して、早くから準備しなさいよと、こういう道がありますよというアドバイスができるように、できるだけ相談に乗って考えていきたいと考えていますし、よりよい道を考えていきたいと、これ、考えております。

次に行きます。町内の小中学校の特別支援学級の生徒数は何人おられるか。また、愛荘町から甲良養護学校及びその他の支援学校に通っている生徒数は小学部、中学部、高等部それぞれ何人かお尋ねいたします。

また、町内の中学校を卒業した障害のある人たちの進路先はどうなっているかお尋ねします。

一般中学校から養護学校の高等部へ入学している生徒さんについては、独り親家庭の増加傾向が見られます。卒業後の進路決定に向けた家庭全体への経済的な支援と養育力不足を相互補完するために、地元小中学校在学中から町福祉関係と町教育関係が綿密に連携した切れ目のないフォローアップ体制の構築が大切ではないかと考えますが、そのお考えをお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和3年度、町内の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校で40名、中学校で17名、合計57名になります。また、愛荘町から甲良養護学校に通っている児童生徒数は、小学部9名、中学部12名、高等部14名、合計35名でございます。

町内2中学校の特別支援学級卒業生の進路状況につきましては、令和2年度におきましては、県立学校1名、全日制私立高校1名、通信制私立高校2名、施設型障害児入所施設（職業訓練施設）1名、就職1名となっております。

議員御指摘のとおり、卒業後の進路設計は自立していくために大変重要であります。

卒業後の町内在住者の支援につきましては全庁的に取り組んでいくものであり、関係機関との連携が不可欠でございます。町教育委員会といたしましては、先進地の事例に学ぶとともに、養護学校や町内の関係者と定期的に協議の場を設けるなどして、どのような体制が必要か、引き続き検討をまいります。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 福祉課としまして対応していることにつきましてお答えさせていただきます。

現在、障害をお持ちの方等が卒業するに当たりましては、学校、保護者、相談員、町の障害者福祉担当者が集まり、本人の成長を振り返り、学校や家庭での様子、今後の希望、障害福祉サービスの利用状況等について情報共有を行っているところでございます。

高等学校においても、甲良養護、また愛知高等養護学校、信楽学園等、各学校の個別進路相談会で本人や保護者、関係者が集まり、職場実習の様子や卒業後の進路希望について確認するなどの情報共有を行っているところでございます。

今後につきましても、一人一人の児童生徒の能力と意向に応じた進路状況となるよう、福祉部局としましても、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図り、支援に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 町内の特別支援学校、小中高、教育長が答えていただいたように、大体80名近くおられるだろうと思います。この高等部の卒業後の問題、義務教育から甲良養護学校へ入るのはどちらかという入りやすく、スムーズに行くけれども、その後につきましては、甲良養護学校で210名おって、大体5、60人が高等部に、80人かな。ごめんなさい、80人ぐらい高等部に行って、毎年約20人から30人ぐらい卒業して行って、その進路先をやっぱり求めているわけですよ。

だから、愛荘町だけの人数を見てみて少ないなと思っているようではやっぱり駄目なので、先ほどから言われたように、湖東圏域で考えてる施設でしょう。だから、そのところに、今、こんなこと言うと何やねんけど、愛荘町の卒業される方は、ほとんど町外の施設へ入っておられることが多いんです。だから、今後はやっぱりできるだけ愛荘町内にそういう施設を造ってもらえるように環境づくりをしていくべきだと

僕は思っているし、私もそういうふうに進めていきたいと思っていますし、なかなかすぐできることではありませんけれども、やはり軸はそういうところに持っていくべきではないかなと、こう考えていますので、そういう点を指摘しておきたいと思えます。後にありますので、そのところについてはまた議論を深めていきたいと思っております。

次に進みます。大きな第2点の、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、揺り籠から墓場まで途切れのない支援を目指してというところがございます。

滋賀県では、令和元年10月1日から滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が全面施行されましたが、この条例の前文と目的について、どんなものであるのかお尋ねします。

県では、障害の理解のための出前講座などを無料で実施するなど、啓発に努められております。この条例について、町はどのように受け止めているのか。もし町で実施していること、実施していこうという考えがあるならば、人権障がい福祉政策課の創設が必要と考えますが、町の考えをお尋ねします。

また、今まで尋ねてきた愛荘町障がい者計画（第4次）及び障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）で、滋賀県の条例が踏まえられているのかお尋ねします。もし滋賀県の条例を踏まえてないとするならば、今回の計画は令和3年度から令和8年度までの5年間のものであり、今すぐ見直しが必要と考えますが、そのことについて副町長にお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

令和元年に施行されました滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例につきましては、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会、いわゆる共生社会の実現に寄与することを目的に制定されたものでございます。また、これは条例の前文にもうたわれておりますとおり、滋賀県における先人の実践や過去の教訓を踏まえた滋賀県ならではのものであると理解をしております。

また、本条例は、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける制限は心身の機能障害のみによって生じるものではなくて、社会の中にあるバリア、いわゆる社会的障壁によって生じるものであるという「障害の社会モデル」という考え方に基づいていること、全ての県民、事業者に障害のある人に対する差別を禁止するとともに、

合理的配慮の提供を求めていることから、本町としても、この条例に基づく取組が必要であると認識をしております。

このことから、町の計画におきましては、基本目標の6に合理的配慮を推進するまちづくりを掲げております。町職員の障害のある人への理解や合理的配慮の促進を図ることなどを盛り込んでおりまして、県の条例を踏まえたものとしております。

また、今ほど議員からは、人権障がい福祉政策課の創設について御提案を頂きましたけれども、現在、町の計画を担当しております福祉課を中心に、合理的配慮の提供や障害に対する理解の普及促進等を進め、町の組織全体で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 副町長にお答えいただきました。副町長、今まで滋賀県庁におられたというようなことで、この条例については、県におられたので、どういう思い入れで、知事が非常な思い入れでつくられたんだらうと僕は思いますし、そのように聞いておるわけですけど、そのことについて簡単に、御存じな部分は教えていただきたいと、1つは思います。

第2点は、いろいろ調べていきますと、この滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例には、ガイドブックがあり、ガイドラインがあり、パンフレットがあり、障害の理解のための出前講座のチラシ、これはインターネットとかホームページを見ると全部載っているんですけど、なかなか目に触れる機会がないんですよ。障害者の人たちがこのことについて十二分に知っているだろうかと思うと、やはりこれはもう障害者のほうでも出前講座を開いて勉強会をしていくべきだと僕は思いますけど、もっと町も啓蒙活動すべきだと僕は思うんですけど、その2点についてお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

まず、1点目の条例に関する制定の理由とか理念とかそういったことだろうと思いますけれども、条例制定の趣旨や理念に関するお尋ねにつきましては、私も県にはおりましたけれども、直接担当はしておりませんでしたので、私なりの理解であるということ、また、先ほどの答弁と重なる部分があることを御承知いただければと存じますが、御答弁いたします。

本条例は、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生

きる社会、いわゆる共生社会の実現に寄与することを目的に制定されたという、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、本条例の制定に当たりましては、「この子らを世の光に」という言葉を残された糸賀一雄氏をはじめとする滋賀の先人が積み重ねてこられた福祉の実践というものが根底にあると思っております。また、過去には本県で発生いたしました深刻な障害者虐待事案というのもございました。そうした教訓も踏まえて、検討が積み重ねられてきたというふうに理解をしております。

加えて、本条例では、何人も障害を理由とする差別をしてはならないというふうに定めておりまして、例えば、合理的配慮の提供でありましたら、障害者差別解消法では努力義務というふうに定められております民間の事業者の方に対して、あるいは対象外としております個人にもそれを義務づけているといった特徴がございます。これは、先ほど申し上げたような先人の実践、あるいは虐待の過去の教訓ということを踏まえて、県民、事業者、関係者がそれぞれの立場や役割に応じて福祉の実践を行うということで、全ての人に居場所、また出番がある共生社会づくりを進めていこうという強い思いがこの条例には表されているものというふうに認識をしております。

また、2つ目に御質問いただきましたパンフレット、ガイドブック等々、県のホームページにも載っております。また、それをいかに普及していくのか、啓発していくのかということになるかと思えます。

今ほど申し上げましたように、県の条例では全ての人、事業者に対して、そういう合理的配慮でありますとか差別をしないということを求めておりますので、県のほうで材料は提供はいただいておりますけれども、町のほうでも機会を捉えまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） この条例は本当に、今おっしゃった分もあるんですけど、画期的な条例だろうというように、障害者を捉まえて、滋賀県が本当に画期的な条例を出されたんだろうと、僕ら、思います。これがその条例の趣旨にのっとって実施されていくことこそが求められているのだろうと僕は思っていますので、我々自身も理解し、これを実行していくということが大切だろうと思っておりますので、そのことを言っておきたいと思えます。

次、2番目、滋賀県障害者プラン2021についてお尋ねします。

滋賀県では、令和3年3月に滋賀県障害者プラン2021が作成されていますが、町の計画との相互関係はどうなっているかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

滋賀県障害者プランと町の計画は、ともに令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としております。県のプランは、町の計画との連携・調整を図り、町の計画の達成に資するものとして作成されており、町の計画の作成に当たっては、県とも調整を図りつつ進めていったものでございます。

県、町どちらの計画も、障害の有無に関わらず、全ての人が地域社会の中で支え合いながら共に暮らす共生社会の実現を目指すとしたものであります。障害による差別をなくすための障害者への理解や心のバリアフリーを進めるとともに、障害のある人自身が積極的に社会に参画し、地域で自立した生活を送ることができるよう、町の計画において、6つの基本目標に基づき、県とも連携を図りながら、計画に基づく各種の施策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 次に行きます。7月16日の議員研修で、日野町のわたむきの里福祉会、常務理事の酒井了治さんのお話を聞かせていただきました。

わたむきの里福祉会は、昭和56年に共同作業所としてスタートされ、平成12年に社会福祉法人化されています。現在は、わたむきの里第1作業所、第2作業所、エコドーム、第4作業所の4施設、合計120名定員。8つのグループホームで定員39名。支援センターこもれ陽、放課後クラブともだち等を運営されています。

特に、日野システムとして、障害児者を揺り籠から墓場まで、生涯を通した途切れのない支援を目指しておられます。そのため、日野町在住の6歳から18歳までの障害のある子供たちを放課後クラブともだちで預かり、全ての子供たちを網羅的に知っておられます。その子供たちが養護学校卒業後は、わたむきの里第1及び第2作業所、わたむきの里エコドーム、ファームわたむき、まほろばへそれぞれに入られる道筋ができています。また、「ずっとこのまちで暮らし続けたい、当たり前願いに寄り添い続けるために」として、生活を支える8つのグループホームを造り、支援されています。

日野町では、児童期から切れ目なく当事者や家族の方々並びに支援に関わった方々から直接意見を聞く機会を大切にして、個々のニーズに応じた合理的配慮に基づいた支援体制を構築し、福祉施策に反映されて、実践されておられます。日野町が滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を基本に、障害のある方々の人権を尊重し、共生社会を実現するための地域福祉、実行性のある福祉施策を策定するよいお手本を示してくださっていると思います。

愛荘町の全ての障害児者の人権が尊重され、揺り籠から墓場までの切れ目のない支援が受けられるようにしていかなければならないのではないかと考えます。当事者や家族の方々並びに支援に関わった方々からの、本当に必要とされているニーズと願いを直接聞く機会を創設し、町民が望まれる障害児者の福祉施策の推進を進めていただきたいと思いますが、町長の意見をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 日野町における障害福祉の取組は、地域のつながりを通じ、住民、社会福祉関係者、町行政が互いに協力し合いながら築き上げてこられたものと認識しております。

当町が今日まで進めてきた障害福祉の進捗については、平成29年に障害を持つお子さんの放課後や夏休み等の長期休暇中における活動の場を確保するため、障害福祉サービス事業者との調整を重ね、2か所の放課後等デイサービス事業所を開設いただきました。また、令和2年には、障害のある方の日中の過ごし場の場として、町内で初めて生活介護事業所の開所にこぎ着け、地域密着型のサービスも提供いたしました。

サービス事業者をはじめとする関係者や関係機関・団体の熱い志により、町内の障害のある方が安心して暮らせる場が増えていくよう、引き続き障害者福祉を進めてまいりたいと存じます。

今後も、障害のある方やその御家族の不安や悩みにも寄り添いながら、その方が必要とされる支援を受けていただけるよう努めることで、議員の言われる揺り籠から墓場までの切れ目のない支援となりますよう、自助、互助、共助、公助の適切な組合せによる障害児者福祉をはじめとする町全体の福祉の向上に取り組んでまいります。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 日野町のわたむきの里は本当に素晴らしい取組をされていて、こんだけやっぱり障害者というか、児童から18歳の子供さんの様子を小さいときか

ら知っていて、その人と、当事者と保護者と、いわば事業所が相談して、よりよい道
というか、進むべき道を相談されていると。保護者の悩み、当事者の悩みをできるだ
け聞いてやっているということを酒井施設長はおっしゃっていました。悲しいかな、
我々はなかなか十分そこまでできてないわけでございますけれども、今後はやはりそ
ういう施設を1つのモデルとして、すぐにできることは難しいかもしれませんが、
その精神を受け継いで我々は考えていかなければならないのではないかとこのように
考えています。

それで、何度も繰り返しますけれども、最初にも申し上げたと思いますけど、どう
しても湖東圏域ということで他人任せになってしまうんじゃないかと心配する。なぜ
そんなこと言うかという、農家民泊がそうだったんですよ。

農家民泊の話で言うと悪いんですけど、今までは彦根市が中心でやっておられた。
彦根市が農家民泊についてはもうやめるというか中止、農家民泊、今後やめますよと。
あいしょう農交愛ランド協議会は、ならどうするかといったら、ほな受け入れないか
ということじゃなくて、彦根市、東近江市に言えば、一緒にやりましょうと、やら
せてくださいということをお願いに上がって、受けれる準備までしたんですが、コロ
ナ禍でもう修学旅行がなくなったので、昨年と今年は受け入れていないというのが現
状なんです。

彦根市が中心になって積極的に、湖東圏域の中心、リーダーとしてやっていただく
ならばいいんですけど、どちらかというやっぱり彦根市そのものが責任を持つとい
うのは、他市町のことを言うわけにいきませんけれども、そうならば愛荘町の、やは
り児童について、障害者については責任を持つというような覚悟が必要ではないかと
思うんですけど、どっちに聞か、福祉課長のまず答弁を求めておきたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほども、日野町の部分のお話も聞かさせていただきました
して、議員研修の中で、酒井さんをお招きして研修いただいたということで、ちょっ
と私のほう、その日、別の会議がございまして出席はできませんでしたが、当課が出
席しまして、その復命も受けておりますし、また、議員よりそのときの会議の録音の
データも頂きまして、聞かさせていただきました。

その中で私が一番感じたことにつきましては、やっぱりこの愛荘町の部分で、みん
ながまず一堂に会して情報を共有した上で、その中で障害者のこういう対応とする、

必要とされるものをつくるということをもみんなでまず決めた上で、みんなで取り組んでいくということが大切であったというお話も聞かさせていただいたものと。そして、そのとき等について、障害をお持ちの方、またその家族がしんどいというときには、しっかりとしんどいということを発信していける体制もつくっていかねばならないということに関して、私のほう、その部分を特に思ったということで、今後そういう部分を中心にして、愛荘町の方が愛荘町ですと暮らしていけるような部分の施策を考えていきたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 町長にお尋ねしたいと思います。昨日、一般質問の中で、2期目の抱負を述べられていました。決意というか、おっしゃっていたと思います。やはりこの障害者の問題というのは、避けて通れるとかそんなことではないですけど、やはり重要な問題であるし、愛荘町の障害者が安心して、この愛荘町に住んでよかつたというまちにしていくべき、町長にも責任があるし、議員にも、我々にも責任があると思っております。だから、障害者の当事者、あるいは保護者の方の意見を聞いて。

僕、まず聞いていただくことが救われると思うんです。僕、こういうことを言うんですけど、こういうことで一般質問しましょうと行って、よう質問してくださいましたと行っておっしゃるところがあるわけで、町長に聞いていただいた、あるいは町長がこういうことについて頑張っていこうというようなことをおっしゃっていただくと、障害者の方も喜ばれるし、勇気も。非常な苦勞、そういうようなものを負っておられるところがあると思いますので、共にやっぱりよりよいまちをつくる、障害者の共生社会というか、そういうまちをつくっていくというところの発信をしていただきたいと思います。町長の決意をお尋ねしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど大変大事な、障害者の方々、また障害児の方々の活躍の場、これからの行政、このまちにおいてということもおっしゃっていただいております。

このたび、議員の方々、また関係の方々で催されました勉強会の録音ということも私も拝聴させていただきました。大変、この日野町における取組、日野町の場合は特にわたむきの里の方々という、非常に覚悟を持って取り組んでくださっている主体がおられるということが大きな要素であるということは根底にございますけれども、こ

の取組には本当に敬意を感じる、また、持つものでもございました。

また、河村議員がこの議会において御質問を頂くことを通していろんな、みんなに気づきであったりとか問題提議ということ、課題提起ということをしていただくということ自体が大変、愛荘のまちにとって大事なことでございますので、そのことにも本当に感謝を申し上げるものでございます。

特に河村議員は、先日も甲良養護学校の改修が大変大事であるということを実感にお感じになられ、そのことに対しまして多くの協力者を得ながら、また、賛同者を得ながら、養護学校の改修事業に着手ということを進めていただくことができた。これは河村議員が中核となって、それぞれの行政団体に働きかけてくださったから、また、そして県の力を大きく得てくださったからということもでございます。その点におきましても、本当にそのことを真摯に取り上げ、また御提案を頂いているということに、本当に敬意を持つものでございます。

全てにおきましてでございますけれども、これは先ほど県からも出されております糸賀先生のお言葉でございますけれども、「この子らを世の光に」って、「この子らに世の光を」じゃないんですね。「この子らを世の光に」ということに本当に象徴されると思いますけれども、今まさに東京で行われております東京パラリンピックを世界の方々が御覧になっていて、仮にこの選手が自分の子であったり、関係をする方々であったりというときに、彼らの、とんでもない困難を乗り越えてこの場におられる、その上の表情、決意であったりの表情、そして笑顔であったり、そして達成したということの世界としてしっかりと支援、応援、また共に歩いていくという。

これ、本当に大事なメッセージでございますので、引き続き、今ほども今日の議会で賜りました様々な部分、担当課はもちろんでございますけれども、私もしっかりと捉えて、よりよい環境を構築してまいりたいというふうに思っております。また引き続きいろいろと御支援を頂きながら、まだできる部分、なかなか困難だなというところ、いろいろ精査しながら一つ一つ前進していければと存じます。ありがとうございます。

○9番（河村善一君） ありがとうございます。

○議長（伊谷正昭君） ありがとうございます。御苦労さんでした。

○議長（伊谷正昭君） これで暫時休憩をいたします。再開を、30分。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（伊谷正昭君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中でございます。一般質問を行います。

その前に、各議員さんが一般質問をされました。それもできるだけ実現に向けての一般質問でなかなかかと、こういうことで私、聞かせていただいております。私もその1人でございますので、できるだけ実現ということで、再質問もないような、また答弁を頂きたいなど、このように思っておりますので、その点を前置きしてお願いをいたしたいと思っております。

それでは、一般質問を始めたいと思っております。

まず最初に、愛荘町の道路計画についてであります。

平成25年10月に湖東三山スマートインターが開通され、当初の計画台数をはるかに上回る利用が今日まで確認されております。紅葉シーズンともなれば、金剛輪寺をはじめとするお寺参りのため、スマートインターを利用され、同時に、当町への流入も増加しております。

現在、当町においては、将来交通量を基に、道路網整備計画を策定されております。この計画は、平成27年度から平成36年、現在で令和6年度までの計画であり、将来、道路網を構成する町道に対して、各事業の基本的な考え方に基づき、道路改良事業、交差点改良事業及び交通安全事業の対象路線を抽出していると承知しているところであります。この選出された路線に、(仮称)中宿香之庄線、現在の町道栗田線があります。現状、愛荘町道路状況は主要東西道路がなく、この路線こそ国道307号線と町幹線道路である町道東部開発線を直結させる、まさに町の東西の骨格となる幹線道路であると考えております。

私自身、現状を把握するため現地確認をしましたところ、狭隘な道路にもかかわらず、生活道路として、これは約1時間でございますけれども、ちょっと台数については前後しますけれども、60台もの通過車両があり、その上、歩行者や学生などの自

転車往来も見受けられました。非常に危険度の高い道路であると痛感いたしました。

こうした現状を踏まえ、この道路について再検討すべきと考えるが、町の考え方を尋ねる。

次に、この整備計画は、どのような指針に基づき優先度を決定されているのか。また、道路網整備計画は計画どおりに推進されているのか、現時点での進捗状況を併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 平成27年3月に策定いたしました愛荘町道路網整備計画は、平成25年10月に湖東三山スマートインターチェンジが開通したことなどを踏まえ、交通需要の変化を予測し、道路整備の課題を明らかにした上で、将来の交通量の円滑な処理について検討し、愛荘町の将来道路網を構成する幹線町道について、今後10年間に整備が必要な路線を定めたものでございます。

計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間であり、現在は後期着手期間として、今年度を含めた4年間での整備に向けた事務手続等を進めております。

御指摘の中宿香之庄線、現在の町道栗田市線は整備検討路線とし、予算の確保、他事業の進捗状況等により整備検討していく対象路線として位置づけています。

近年、野々目や島川地先での開発や分譲が目覚ましく、住宅も大幅に増えていることから、町道栗田市線の通行車両が増加していることを町としても把握しています。特に、現状として道路幅員が狭く、車両の擦れ違いが大変困難な区間もあることから、その解決、解消が急務と考えます。

ただし、計画している全区間での拡幅は延長も長く、長期的な整備期間となります。さらに、整備するための財源確保も必要となることから、部分的な道路拡張や待避所の設置なども視野に入れ、次年度以降に検討してまいりたいと考えます。

○議長（伊谷正昭君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） それでは、ただいまの竹中議員の優先度を決定されているのか、計画どおりの推進、また現時点での進捗状況についてお答えのほう、させていただきます。

この計画における優先度は、町道の幅員や歩道設置状況、利用交通量、混雑状況などの調査、上位・関連計画との整合、滋賀県道路整備アクションプログラムへの位置づけなども視野に入れて検討を重ね、各事業の選定フローでの整理、総合的な評価項

目での配点により優先順位を決め、今後整備する路線の抽出を行ったものでございます。

また、計画どおりに推進されているのかとお尋ねでございますが、道路改良事業では、用地買収や建物補償等が必要となることから、完了に時間を要しているところでございます。一部区間において整備を完了した区間もございますが、それ以外の区間も引き続き整備を進めてまいります。

最後に、現時点での進捗状況でございますが、計画に定める前期着手路線は、一部区間で整備を完了しておりますが、まだ未整備区間もある状況でございます。後期着手路線は、計画期間内での執行に向け、現在取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどの答弁、前向きな答弁を頂きましたので、これで再はもうやめさせていただきます。後が混んでいるようでございますので。

次に、町内の農地転用の考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

町内農地を転用する場合は、農地法の許可に基づき実施し、許可後において転用目的等を変更する際は、速やかに行政に対し事業計画の変更手続を行う必要があります。また、これらの手続をせずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に関わる事業計画のとおり転用されない場合については、当然、農地法に触れることとなります。工事の中止、あるいは許可の停止、原状回復を求められることにつながり、遅滞なく県知事に報告書を提出しなければならないとなっております。

以前、担当課にお尋ねしたところ、過去の違法転用が今なお解消していないが、新たな勧告は行わず、今後においては遊休地、あるいは違法転用がないよう徹底していくとお聞きしたところであります。しかし、過去の違法転用や遊休地が点在する状況下において、再勧告も改善策も求めず、今後も未解決のまま放置するということになり、そのことが悪しき前例となるのではないかと危惧しております。その件につき、担当課としてどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

また、通常の農地転用に加え、一時転用についても、農業委員会の審議の上で許可を出されているものと思いますが、現地確認や申請者等への指導はどのようにされているのか尋ねる。

○議長（伊谷正昭君） 農林振興課長。

○農林振興課長（楠 真二君） 御答弁させていただきます。

まず、1つ目の違反転用等に対する再勧告、改善等策の考え方についてです。

農業委員会では、農業委員、農地利用最適化推進委員が、日常的な業務において、荒廃農地や遊休農地発生防止等を含めた活動に従事いただいております。

また、毎年、農地パトロールに併せて違反転用の現地調査を行い、現状を把握した上で違反転用者への是正を指導しているところですが、解消の実現が難しいのが現状でございます。

今後も違反転用の解消を一層進めるため、農業委員会と連携し、違反転用者への是正指導などに努めますが、それでも改善が見られない場合は、農地法の規定に基づき、農業委員会から滋賀県知事への報告を行い、知事による是正指導等を連携して進めてまいりたいと思っております。

2つ目の御質問の、一時転用における現地確認、指導の方法についてでございます。

農業委員会では、一時転用の申請があった場合には、転用関係者の同席のもとで、農業委員と農地利用適正化推進委員が現地立会し、排水処理や土地造成などの方法、周辺農地への影響有無、関係法令の協議状況などの確認を行い、その上で、農業委員会総会での審議が行われています。審議の結果、農地への復元など、意見や条件などが付議された場合は、許可条件を付して許可をしている状況です。

一時転用の施工中や完了時には、関係資料等を確認の上、現地へ赴き、適正な農地の復元を指導しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。建設関係と農地の関係の質問をさせていただきます。

答弁はもとより、今後、前向きに進めていっていただくということを、この場をお借りしてお願いもしながら、そういう考え方で行ってもらいたいと、このように思っておりますのでよろしく願いをして、一般質問を終わります。

○議長（伊谷正昭君） 御苦労さんでした。

これで一般質問を終わります。

○議長（伊谷正昭君）　　ここで暫時休憩をいたします。11時50分から再開をいたします。

休憩　午前11時45分

再開　午前11時50分

○議長（伊谷正昭君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて上程、説明、採決

○議長（伊谷正昭君）　　日程第2、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君）　　提案させていただきました人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、秦荘町地域3名、愛知川地域3名の6名が法務大臣から委嘱を受けられます。その候補者の推薦につきましては、市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。委員の任期は3年となっており、本年12月31日に任期満了となります1名の人権擁護委員につきまして推薦いたしたく存じますので、議会の意見を願います。

議案書1ページの、現委員でございます福田俊男氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

福田俊男氏は元愛荘町職員で、昭和48年に旧愛知川町職員に奉職され、平成25年3月31日に退職されました。平成25年4月1日からは社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会に入職され、現在、常務理事を務めておられます。

奉職中は町行政の立場から人権問題について深く学習をされており、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動いただいております。今回3期目の再任委員として適任者であるため、推薦を願います。

任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日まででございます。よろしく御審議を頂きますようお願いを申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 人事案件につきまして質疑、討論を省略いたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

日程第2の説明がありました人権擁護委員の候補者として福田俊男氏を推薦することについて、適任者であると認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、「福田俊男氏は適任者である」と町長に回答することに決定をいたしました。

◎報告第7号の上程、報告

○議長（伊谷正昭君） 日程第3、報告第7号 令和2年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

町部局の報告を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 議案書の2ページをお願いをいたします。

報告第7号 令和2年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、1つ目でございます。健全化判断比率でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、収支が黒字決算となっていることから該当がなく、数値として表れてございません。実質公債費比率につきましては4.4%でございます。また、将来負担比率につきましては、標準財政規模に対して、将来負担すべき実質的な負担割合で15.5%となっております。いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況でございます。

次に、2つ目でございます。資金不足比率でございます。下水道事業会計でござい

ますが、資金不足が生じておりませんので、数値としては表れてございません。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 報告が終わりました。

ここで代表監査委員の意見を求めたいと思います。山本憲宏君。

[代表監査委員 山本憲宏君登壇]

○代表監査委員（山本憲宏君） 代表監査委員の山本憲宏です。

令和2年度財政健全化審査意見書及び下水道事業会計経営健全化審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年7月26日に提出のあった令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。その結果、いずれの書類も適正に作成されているものと認める。

令和3年8月6日。愛荘町長、有村国知様。愛荘町監査委員、山本憲宏。同、吉岡 多ミ子。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） これで、報告第7号を終わります。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第4、議案第39号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監（森 まゆみ君） それでは、議案第39号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページ、改正条例等説明資料の1ページをお開きください。説明資料で御説明をいたします。

改正の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存方法についての改正があったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。厚生労働省令第52号改正によるものとして、6月議会において、本条例の改正について議決を頂きました、連携施設を確保する規定を適用

しない場合について、利用乳幼児を優先的に取り扱う措置を講じているなどの規定を加えたことに関連し、条例第6条第1項中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「および第4項第1号」を加えるものでございます。

厚生労働省令第55号改正によるものとして、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるよう改正するもので、条例に第6章雑則第49条を加えるものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。

2ページから3ページまでは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第39号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第5、議案第40号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監（森 まゆみ君） 議案第40号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の5ページ、改正条例等説明資料の4ページをお開きください。説明資料で御説明をいたします。

まず、改正の理由でございますが、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、保育所等の利用調整及び電磁的記録等を可能とする改正があったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、まず、内閣府令第23号改正によるものとして、これまで児童福祉法において、市町村は保育の需要に対して、保育所等が不足している、または不足するおそれのある場合に利用について調整を行うと定められておりましたが、児童福祉法付則第73条第1項により、市町村は利用について調整を行うと読み替えることが定められ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準においても「読み替えて適用する場合を含む。」の内容が加えられました。

そのことから、条例第42条第4項第1号中の「児童福祉法第24条第3項」の後に「(同法付則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加えるものでございます。

次に、内閣府令第53号改正によるものとして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、保育の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込みに重要事項について文書を交付して説明を行い、開始について同意を得ることとされており、その際、利用申込み者からの申出があった場合には、文書ではなく電磁的方法により提供できると定められておりましたが、利用申込み者の承諾を得れば、電磁的方法により提供することで交付または提出したものとみなすと改められました。

また、記録作成、保存に関して、書面により行うことが規定されているものについても、電磁的記録により行うことができると改められたことから、第5条第2項から第6項及び第38条第2項を削り、第42条第1項第3号中「この号」の次に「およ

び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」の次に「(同法付則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加えるものでございます。

また、第4章雑則に追加し、書面等の交付または提出のほか、書面等による同意の取得についても電磁的方法を認めるよう定めるものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。

6ページから12ページまでは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第40号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第6、議案第41号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） それでは、別冊、補正予算書をお願いをいたします。めくっていただきまして、議案第41号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）でございます。御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ1億1,004万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,287万5,000円とするものでございます。

めくっていただきまして、2ページ、第1表でございます。歳入歳出予算の補正、歳入、地方交付税から町債まででございます。

次のページ、歳出が議会費から、めくっていただきまして4ページ、教育費まででございます。

その次、第2条の第2表、地方債の補正でございます。5ページをお願いいたします。

臨時財政対策債4億5,800万円を4億1,132万2,000円と、4,667万8,000円減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

次に、8ページをお願いいたします。事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。10款地方交付税1目地方交付税、普通交付税1億4,281万2,000円の追加でございます。

13款使用料及び手数料3目衛生手数料、布団、カーペット等処分手数料6万円の追加でございます。

14款国庫支出金1目民生費国庫負担金、介護保険料低所得者軽減対策負担金（過年度分）でございます、11万6,000円の追加でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金460万4,000円の追加でございます。

次に、補助金でございます。1目総務費国庫補助金、マイナポイント事業補助金82万4,000円の追加でございます。

次のページ、住宅市街地総合整備事業補助金450万円の追加でございます。

次に、2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金4万3,000円、地域介護・福祉空間整備推進交付金773万円、合わせて777万3,000円の追加でございます。

3目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金4万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,930万5,000円、合わせて3,935万3,000円の追加でございます。

続きまして、15款県支出金1目民生費負担金、介護保険料低所得者軽減対策負担金（過年度分）5万8,000円の追加でございます。

次に、県支出金2目民生費県補助金、地域子育て支援事業交付金4万3,000円の追加。

3目衛生費補助金、汚水処理施設設備接続等交付金4万8,000円の追加。

5目農林水産業費県補助金、ニホンザル個体数調整推進事業補助金266万2,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、上段、10目教育費補助金、部活動指導員配置促進事業補助金28万4,000円の追加でございます。

18款繰入金1目財政調整基金繰入金は4,109万5,000円の減額でございます。

次、21款町債1目総務債、臨時財政対策債4,667万8,000円の減額でございます。

続きまして、11ページ、歳出をお願いいたします。

歳出につきましては、主に会計年度任用職員の補正があるものでございますが、会計年度任用職員につきまして、当初予算は経験年数等を加味しない最も基本的な報酬を基準として計上をさせていただきました。今般、実際に採用をさせていただいた職員について、採用ごとに経験や期末手当の在職期間率を加味して調整するものでございますので、その結果の増額補正となりますので、あらかじめよろしくお願いをいたします。

それでは、1款議会費1目議会費8万1,000円の追加でございます。会計年度任用職員でございます。

次に、2款総務費1目一般管理費86万円の追加でございます。まず、報酬42万4,000円につきましては、マイナポイント会計年度任用職員でございます。次に、7節の報償費と8節の旅費でございますが、指定管理審査委員の回数が増えたことによるものでございます。

次、4目の会計管理費16万4,000円の追加につきましては、会計年度任用職員によるものでございます。

5目財産管理費299万6,000円の追加につきましては、13節使用料及び賃借料においては、秦荘庁舎の防犯カメラのリース料9万5,000円の追加。14節工事

請負費につきましては、愛知川庁舎の地下タンクの修繕213万7,000円でございます。17節備品購入費につきましては、愛知川庁舎のシュレッダー76万4,000円でございます。

次、6目企画費983万7,000円の追加につきましては、国庫の補助金450万円を頂きまして、めくっていただきまして、需用費並びに18節の負担金補助及び交付金でございます。光熱水費につきましては、ゆめまちテラスの電気料金。そして、負担金補助につきましては空き家等の改修3軒分の増で、国庫補助金450万円でございます。

次に、1目戸籍住民基本台帳費27万7,000円の追加は、会計年度任用職員でございます。

次、3款民生費1目社会福祉総務費773万円は、国庫補助金10分の10を頂きまして、地域介護・福祉空間整備補助助成金で、グループホームきずなの整備でございます。

2目社会福祉施設費38万円の追加は、会計年度任用職員でございます。

次のページ、5目人権施策推進費につきまして13万7,000円の追加は、会計年度任用職員によるものでございます。

10目福祉センター費129万8,000円の追加につきましては、修繕料、けんこうプール空調機チラーの修繕でございます。

12目介護保険費52万4,000円につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金52万4,000円でございます。

次に、1目児童福祉総務費24万円の追加につきましては、国庫、県3分の1の補助を頂きながらの会計年度任用職員でございます。

次に、4款衛生費2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種事業でございます。報酬、職員手当につきましては、会計年度任用職員の雇い上げでございます。

次のページ、めくっていただきまして、7節の報償費につきましては、医師等の謝礼982万8,000円でございます。12節の委託料2,510万4,000円につきましては、コールセンター等への委託でございます。その下、13節使用料及び賃借料につきましては、冷蔵庫停電バッテリーの対策によるものでございます。

次に、3目環境衛生費189万9,000円の追加につきましては、国庫、県費9万

6,000円と、布団、カーペットの手数料6万円の財源でございます。12節の委託料のうち、ごみ収集運搬業務委託料につきましては147万9,000円の追加。廃棄物分別業務委託料につきましては、ペットボトルの分業で23万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、合併処理浄化槽設置事業補助金18万9,000円の追加でございます。

次に、6款農林水産業費2目農業総務費15万1,000円の追加は、会計年度任用職員によるものでございます。

次のページ、1目林業振興費532万4,000円の減額でございまして、国庫2分の1も減額でございます。12節委託料、有害鳥獣駆除委託料で、ニホンザルのモニタリング調査の結果、加害レベルに達していないための減額532万4,000円でございます。

次に、7款商工費3目観光費7万4,000円の追加につきましては、会計年度任用職員でございます。

8款土木費1目土木総務費18万3,000円の追加につきましても、会計年度任用職員でございます。

次に、2目道路新設改良費198万1,000円の追加につきましては、13節負担金補助及び交付金で、県単独道路改良事業地元負担金、斧磨地先の国道307号線の町道整備によるもので、198万1,000円での追加でございます。

3目道路維持費800万円の追加につきましては、12節委託料、町道維持補修計画策定業務委託料、国土強靱化に対する舗装修繕計画、800万円の追加でございます。

次のページ、めくっていただきまして、1目都市計画総務費12万4,000円の追加につきましては、7節の報償費、まちのランドデザイン構築検討委員会の謝礼で、4回分を6回分、2回の増で12万4,000円の追加でございます。

次に、2目小集落地区改良事業131万円の追加につきましては、山川原町有地の整理によりますもので、11節の役務費につきましては、登記手数料16万円、12節委託料につきましては、町有地管理業務の測量委託でございます70万円、14節工事請負費につきましては、工事請負費45万円の追加、合わせて131万円の追加でございます。

9款消防費3目防災対策費115万2,000円の追加につきましては、10節需用

費で防災行政無線施設修繕料、停電バッテリーの修繕115万2,000円の追加でございます。

次に、10款教育費3目教育振興費70万4,000円の追加につきましては、報酬、職員手当につきましては会計年度でございます。7節の報償費につきましては、いじめ問題の調査委員会12回分、20万2,000円でございます。

次のページ、4目学校建設費415万1,000円の追加につきましては、10節需用費につきましては、幼小中施設の修繕料で、特に愛知川小学校のスクリーン等の修繕で366万8,000円の追加。また、幼小中施設工事費につきましては、秦荘中学校の防犯カメラ、48万3,000円の追加でございます。

次、1目学校管理費72万4,000円につきましては、会計年度任用職員によるものでございます。

次に、中学校費の1目学校管理費42万6,000円につきましては、会計年度、部活動指導を愛知中に配置するもので、国3分の1、県3分の1の財源によるものでございます。

めくっていただきまして、18ページ、1目幼稚園費でございます。81万7,000円につきましては、会計年度任用職員の追加でございます。

次、社会教育費、1目社会教育総務費3万2,000円の追加は、会計年度任用職員によるものでございます。

6目の公民館費16万4,000円、その下、7目図書館費32万2,000円、その下、11目博物館費28万2,000円は、それぞれ会計年度任用職員の追加によるものでございます。

次に、保健体育費、2目体育施設費1,896万6,000円の追加につきましては、10節需用費につきましては、愛知川武道館の玉替え、施設修繕料66万9,000円の追加でございます。12節委託料につきましては、防矢ネットの設計監理110万円の追加でございます。14節工事請負費につきましては、防矢ネットの修繕工事1,719万7,000円でございます。

次に、3目給食費288万4,000円の追加につきましては、会計年度任用職員と、10節需用費280万5,000円は、機器修繕料、蒸気発生器の装置の修繕、285万円の追加でございます。

次のページ、給与費明細書、20ページをお願いいたします。この中では、会計

年度任用職員4名分の追加でございます。給与費明細書、21ページ、22ページまででございます。御確認を頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 全員起立であります。よって、議案第41号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決をいたしました。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。再開は1時30分といたします。

休憩 午後0時26分

再開 午後1時30分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第7、議案第42号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監（森 まゆみ君） 議案第42号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書の23ページをお開きください。

令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,148万1,000円とするものでございます。

事項別明細書28ページをお開きください。

歳入の部でございます。11款繰越金2目その他繰越金1節のその他繰越金は、令和2年度の特別交付金の実績に基づく返還金等に伴い、133万7,000円を増額するものでございます。

その下の12款諸収入、雑入の10目普通交付金1節過年度分は、令和2年度の診療報酬の額が確定したことにより、国民健康保険団体連合会からの返還に伴い、552万1,000円を増額するものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。10款諸支出金3目の償還金利子及び割引料については、令和元年度普通交付金及び令和2年度特定健康診査等事業費特別交付金などの額の確定により、滋賀県への返還が生じたことにより685万8,000円を追加するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第42号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第8、議案第43号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監（森 まゆみ君） 議案第43号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書の30ページをお開きください。

令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,809万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,761万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の35ページをお開きください。

歳入の部でございます。3款国庫支出金の1目介護給付費負担金1節の現年度分でございます。高額医療合算介護サービス事業の増額に伴い、国庫負担分として30万6,000円を増額するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金現年度分につきましては、高額医療合算介護サービス事業の増額に伴い、調整交付金分6万2,000円を増額するものでございます。

その下の4目地域支援事業交付金（包括支援事業・任意）の現年度分でございます。地域支援事業費、生活支援体制整備事業の増加に伴い、8万5,000円を増額するものでございます。

4款支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分は、高額医療合算介護サービス事業の増額に伴い、支払基金負担分として41万3,000円を増額するものでございます。同じく2節過年度分は、令和2年度の介護給付費交付金の確定により、令和3年度に追加交付されたことから158万円を増額するものでございます。

5款県支出金1目の介護給付費負担金、現年度分は高額医療合算介護サービス事

業の増額に伴い、県負担分として19万1,000円を増額するものでございます。

2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括支援事業・任意）事業の現年度分は、地域支援事業費生活支援体制整備事業の増加に伴い、県負担分として4万3,000円を増額するものでございます。

8款の繰入金1項の一般会計繰入金1目介護給付費繰入金の現年度分は、高額医療合算介護サービス事業の増額に伴い、町負担分として19万1,000円を増額するものでございます。

2目その他一般会計繰入金1節の事務費繰入金は、総務費の増額によるもので、5万8,000円を増額するものでございます。

4目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意）事業、現年度分でございます。地域支援事業費、生活支援体制整備事業の増額に伴い、町負担分の4万3,000円を増額するものでございます。

5目低所得者軽減対策公費負担繰入金2節の過年度分は、令和2年度介護保険料低所得者軽減対策負担金の確定により、令和3年度に追加交付される国、県、町負担分の23万2,000円を増額するものでございます。

2項の基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金の1節介護給付費準備基金繰入金、こちらについては、保険給付費及び地域支援事業費の増額に伴い、保険料の不足分として41万7,000円を増額するものでございます。

9款繰入金1目繰入金1節前年度繰入金は、前年度の事業実績として1,447万3,000円を増額するものでございます。

次ページを御覧ください。

歳出の部でございます。1款総務費2目認定調査等費については、会計年度任用職員の経験期間反映により、5万9,000円を増額するものでございます。

2款保険給付費1目高額医療合算介護サービス費については、滋賀県国民健康保険団体連合会の算定の結果により、サービス費に不足が生じるため、152万8,000円を増額するものでございます。

続いて、4款地域支援事業費8目の生活支援体制整備事業費については、会計年度任用職員の経験期間反映によるものとして14万2,000円を増額するものでございます。

6款諸支出金1目第1号被保険者保険料還付金は、令和2年中の還付分について、

介護保険料14万6,000円を追加するものでございます。

3目の諸支出金、こちらについては、令和2年度事業実績に伴う介護給付費負担金と地域支援事業の確定により、過年度分として返還するための626万円を増額するものでございます。

2項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、前年度の事業実績に伴い、基金積立てを行うための987万8,000円を増額するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第43号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号～49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（伊谷正昭君） 日程第9、議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第14、議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでを一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（中村喜久夫君） それでは、議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、地方自治法第

233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。また、議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるもので、以上6つの議案につきまして一括で御説明を申し上げたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 着座してください。

○会計管理者（中村喜久夫君） 失礼します。

まず、令和2年度主要施策の成果について、概要書で御説明を申し上げたいと思います。ピンク色の決算の概要を御覧いただきたいと思います。1ページ目をお願いいたします。

令和2年度は2年目となる第2次愛荘町総合計画に掲げる目指すまちの姿、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、その重点施策である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」のプロジェクトの実施に必要な施策に対し、7つの分野、領域について重点的に推進してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるため、国の補正予算などを活用し、感染症対策や経済対策を実施したところです。

決算の一般会計の歳出では、前年度比40.6%、35億6,255万8,000円の増で、その要因は、新型コロナウイルス感染症による国の特別定額給付金事業や子育て世帯臨時特別給付事業、GIGAスクール整備事業、愛知中学校大規模増改築事業や防災行政無線放送施設管理事業などによる投資的経費の増加によるものです。

歳入では、町税が前年度比3.2%、1億94万4,000円の減となりました。主たる要因は、法人町民税の減によるもので、前年度比38.3%、1億1,911万7,000円の減となっています。また、新型コロナウイルス感染症による国の特別定額給付金給付事業費事務費補助金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費事務費補助金、地方創生臨時交付金の増により、国庫支出金は前年度比316.3%、28億4,413万5,000円の増となりました。

33ページにおきまして、第9節財政健全化指標で、当町では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率のいずれの指標も早期健全化基準に達することはありませんでしたが、今後とも引き続き健全な財政運営の維持、継続を図ってまいりたいと思います。

それでは、令和2年度愛荘町の一般会計から各特別会計及び下水道事業会計までを決算書に従いまして説明いたしますが、各会計の歳入歳出総額のみ説明とさせていただきます。

まず、愛荘町一般会計の決算、歳入から御説明を申し上げます。

決算書の4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

一番下の段になります。収入済み合計金額は127億6,554万5,440円です。令和元年度に比べ36億5,376万3,141円の収入増となりました。この要因については、概要書の27ページに前年度との比較表が掲載をされています。

次に、処分をした不納欠損額、合計金額は391万2,550円です。

続きまして、歳出でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。

一番下の段になります。支出済みの合計金額は123億4,231万1,054円でございます。歳入歳出差引額は4億2,323万4,386円となりました。

次に、152ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。先ほどの差引額は4億2,323万4,386円です。そのうち、令和3年度繰越明許額は5,060万4,000円で、実質収支額は3億7,263万386円の黒字となりました。

次に、153ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。公有財産(1)土地及び建物でございます。一番下の段になります。土地の年度末の地積は55万9,578.42平米で980.65平米の減、また、右下になりますが、建物の決算年度末の延べ面積は10万4,736.01平米で1,231平米の減でありました。土地の面積減の主なものは、蚊野公民館の町名義の土地について、自治会へ譲与したものです。また、建物の面積減では、愛知中学校の第2体育館及び屋外トイレの解体によるものです。

次に、154ページ、(2)物品でございます。消防車及び自動車でございます。決算年度末、消防車は6台で、増減はなしです。自動車は44台で、2台の減であります。

その下、(3)債権でございます。愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付けは1,662万3,795円、町有財産賃貸借料は192万円、住宅新築資金等貸付けは2,186万2,847円で、合計4,040万6,642円でございます。

次に、155ページをお願いいたします。(4)出資による権利でございます。合計10

件で3,814万6,000円で、増減はございません。

次に、156ページ、(5)基金でございます。財政調整基金をはじめとする13の基金の決算年度末現在高でございますが、合計金額が46億3,697万8,000円でございます。土地開発基金につきましては現金2億8,381万5,085円、土地3万6,481.85平米、建物1,420.26平米でございます。

次に、(6)有価証券では、西村教育基金の決算年度末現在高24万7,010円となっております。

続きまして、議案の第45号になりますが、令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の158ページ、159ページをお願いいたします。

歳入ですが、一番下になります。収入済み合計金額は385万4,750円でございます。

続きまして、歳出は次のページをお願いいたします。

一番下になります。支出済み合計金額は385万4,750円でございます。

次に、166ページ、167ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出同額の385万4,750円であり、実質収支額はゼロ円でございます。財産に関する調書では1万5,028.04平米で、小集落地区改良事業用に伴います土地を売り払ったもので、481.84平米の減となったものです。

続きまして、議案第46号であります。令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の169ページ、170ページをお願いいたします。

歳入ですが、一番下になります。収入済みの合計金額は17億7,351万2,018円。不納欠損額、合計金額は210万4,300円です。

続きまして、歳出でございます。次のページをお願いいたします。

一番下の段になります。支出済み合計金額は17億4,751万8,131円でございます。歳入歳出差引残額は2,599万3,887円の黒字となりました。

次に、187ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差引きしました実質収支額につきましても2,599万3,887円でございます。

次に、財産に関する調書でございます。国民健康保険財政調整基金は1億7,574万8,950円で、前年度より4,229万2,000円積立で増となりました。

続きまして、議案第47号であります。令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計決算について説明を申し上げます。

決算書の190ページ、191ページをお願いいたします。

歳入でございます。一番下の段になります。収入済み合計金額は1億9,850万9,969円です。不納欠損額合計はゼロ円です。

続きまして、歳出でございます。次のページをお願いいたします。

一番下の段になります。支出済み合計金額は1億9,809万3,646円です。歳入歳出差引残額は41万6,323円です。

次に、200ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差引きしました実質収支額につきましても41万6,323円の黒字となりました。

続きまして、議案第48号であります。令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の202ページ、203ページをお願いいたします。

歳入でございます。一番下の段になります。収入済み合計金額は15億2,846万7,969円です。不納欠損合計金額は94万6,890円です。

続きまして、歳出でございます。次のページをお願いいたします。

一番下の段になります。支出済み合計金額は15億1,306万493円です。歳入歳出差引残額は1,540万7,476円です。

次に、226ページをお願いいたします。

先ほどの差引額1,540万7,476円のうち、令和3年度繰越明許額は57万4,000円で、実質収支額は1,483万3,476円の黒字となりました。

次に、227ページ、財産に関する調書。(1)の基金でございます。決算年度末現在高は5,019万9,325円で、前年度より1,295万3,797円の減少となりました。

続きまして、議案第49号であります。令和2年度愛荘町下水事業会計決算につきまして御説明を申し上げます。

別冊になりますが、下水道の事業会計決算書のほうをお願いいたします。決算書の

2ページをお願いしたいと思います。

まず、収益的収支でございます。消費税込みの金額で表示をしております。上の段になります。下水道事業収益の決算額は11億6,222万3,118円でございます。

続きまして、収益的支出でございます。下の段、下水道事業費用の決算額は10億7,240万3,307円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。上の段、下水道事業資本的収入の決算額は5億8,465万100円でございます。

続きまして、資本的支出でございます。下の段、下水道事業資本的支出の決算額は8億1,057万5,835円でございます。

なお、差額分の不足する2億2,592万5,735円は、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分の損益勘定留保資金及び当年度の利益剰余金で補填をいたしました。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。こちらは消費税抜きの金額で表示をしておりますが、営業収益の3億7,689万9,337円と営業外収益の7億4,444万8,837円を合算し、収益総額が11億2,134万8,174円となりました。

費用につきまして、営業費用の8億6,628万2,256円と営業外費用の1億5,374万6,981円を合算し、費用総額は10億2,002万9,237円となり、差引き1億131万8,937円の純利益となりました。

これで令和2年度下水道事業会計の決算についての説明を終わりたいと思います。

以上、総額のみ報告といたしましたが、各詳細につきましては、各委員会におきまして担当課から報告があります。

これで令和2年度愛荘町一般会計及び愛荘町特別会計愛荘町下水道事業会計の決算についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 報告が終わりました。

それでは、監査委員の報告を求めたいと思います。10番、吉岡ゑみ子君。

〔10番 吉岡ゑみ子君登壇〕

○10番（吉岡ゑみ子君） 10番、吉岡ゑみ子でございます。令和2年度愛荘町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の審査の結果を報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年8月2日提出のあった令和2年度愛荘町一般会計ほか各4特別会計の歳入歳出決算について、去る8月3日、5日、6日の3日間審査をした。その結果は、決算書の内容及び予算の執行状況については適正に行われているものと認めました。

第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法及び第4、審査の結果はお手元の意見書のとおりでございます。

令和3年8月6日。愛荘町長、有村国知様。愛荘町監査委員、山本憲宏。同、吉岡 彥ミ子。

結びに、令和2年度決算審査に関して、以下の項目について監査委員の意見とする。

1、新型コロナウイルスの対応について。令和2年度は新型コロナウイルス対応に費やされた1年であったと思います。国の補正予算等の活用、また、町独特の対策を加えられ、感染症対策の経済対策を実施されたと思います。その一方で、第2次愛荘町総合計画に基づく重点施策を適切に実施されています。しかしながら、新型コロナウイルスの感染症対策のため、当初計画されていた施策が十分に実施されていないことが多かったと思います。その点が、予算に対して決算額が少ないことの反映となっていることに表れていると思います。

次に、施設の整備及び修繕についてでございます。公共施設については、建設後かなりの年数がたってきており、この数年、複数の施設において修繕がなされており、大幅な修繕が必要な時期になってきていると思われまます。修繕を計画的に行うためには、計画を立てて、将来の修繕に備えていくことが必要になるものと考えます。学校施設等の老朽化対策については、愛荘町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に実施がなされていくことを期待いたします。また、庁舎等の在り方についても、庁舎等あり方検討委員会からも答申が出されていますので、答申を受けて、速やかに町として対応していただくことを期待いたします。

終わりにになりましたが、今後とも住民ニーズを取り入れ、住民福祉の向上と愛荘町発展のために町長以下職員一丸となって邁進されることを期待し、監査報告といたします。

続いて、令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の審査の結果を報告させていただきます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年6月22日提出のあった令

和2年度愛荘町下水道事業会計について、去る6月22日に審査をした。その結果は、決算書の内容及び予算の執行状況については適正に行われているものと認めました。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果はお手元の意見書のとおりでございます。

令和3年度6月29日。愛荘町長、有村国知様。愛荘町監査委員、山本憲宏。同、吉岡あみ子。

第3、審査の意見。令和2年度決算審査に当たり、関係諸帳簿と照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと受け止めました。

最後に、町民の衛生的で快適な居住環境の維持と琵琶湖をはじめとする水質保全の維持を目的に、健全な経営の下で持続可能な下水道事業を目指し、引き続き努められることを期待し、審査の意見といたします。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 監査委員さんの報告が終わりました。

これより議案第44号から議案第49号までの質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、辰巳 保君。

○13番（辰巳 保君） 13番、辰巳。一般会計について、町長の令和2年度の事業実施について1つお聞きします。

決算監査の意見書は、新型コロナウイルスの感染症対策のため、当初計画されていた施策が十分に実施されていないことが多かったと意見書では述べられています。こうした中で、町長が令和2年に、町長自らの哲学、町長も言われているように新聞で、我々もその姿勢というものを知らされました。町民主体のまちづくりというところがキーワードだろうと思いますので、令和2年度において、そういう心がけでどのような事業を進められたのか、全体として聞いておきます。

それと特別会計について。国民健康保険事業特別会計の、特に、それと介護保険事業特別会計、2点とも基金についてお聞きします。

国民健康保険事業特別会計の基金について、要するに県の連合会から、県から示されている国保税料の統一化を目指す上においての平均化といいますか、それに伴って、我が町は均等割等の減額をしていく率を下げるとか、そういう行動を起こしました。それで全体の県の方針に従っていくという方向性をつくり出していくということにな

ってきたわけですが、では、令和2年度に、決算書の188ページで、結果として、基金が積み増しされてきた結果、到達が、前年度ですから令和元年度。令和元年度の現在高が1億3,345万6,950円で、令和2年度中に4,229万余のお金が増額されています。

結果として、この基金をどのように使っていくのか。そういうふうに国保税を、調整を取るために下げたはずです。なおかつ積み増しが起こっているということになっていくと、結果としてどういう見通しを立てられてるのか、この基金の使途を。これがまず答弁を頂きたいと思います。

そして介護保険、227ページ。これは今年度の介護保険料の見直しという事業の中で、結果として介護保険料を引き上げるということになったわけです。そういう中で、決算年度途中、要するに令和2年度の増減高が1,295万余円の減額。要するに、取崩しを行っているということが書かれてるわけですが、積立ての、その内訳は下に書いているとおりです、609万。

今、令和3年度の第1号補正で987万8,000円積み増しをされました。結果として、介護保険料は、こういう数字からいって、下げられたのではないのかということとを裏づけているのではないのか。じゃ、結果としてこの基金もどういう使い方をするのかという、基金の使途です。その点について、両特別会計とも基金の使い方について答弁を頂いておきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど辰己議員から御質問がございました一般会計、R2ということにしましてでございますけれども、町民主体ということ、今ほどでも触れられた文言かというふうに思いますけれども、どういうところでどういうことをしてきたんだというところ、また、なかなかできなかったというところもございますけれども、その辺りをどのように捉えておるかということであるかと存じます。

昨年はちょうど1月頃から、この新型コロナウイルス感染症ということで、日本にもいよいよというところでもございました。愛荘町においても、春にはいよいよ初の陽性者というところでもございましたけれども、そういう点におきましては、この4月以降も様々に対処していった1年でございました。

当初、このR2年においていろいろとやりたかった、例えばいろんな体操とか、福祉とかそういうような部分、閉鎖の空間の中でということに関しては、かなり事業を

縮小したということがございましたので、この辺りは担当課においても開催をしたかったのにというような健診であったり、子供たちとか、町で出産を控えた方とか、新生児の方々の事業ができなかったり、いろんな健診ができなかったりというところもございましたので、その辺りは非常に残念だったなというふうに思っておるところでもございます。

一方、経済対策等々をしていかねばならないというニーズも大変ございました。この辺り、国からの定額給付金というところもあり、これに向けての町独自の上乗せということも何とか議会の御理解、また御支援もいただいて、これは町一体としてできたものでもございます。また、事業者の皆様に対する様々な補助、これは県の独自の上乗せということもできてきたというふうに捉えております。

また、それぞれ学校であったり、福祉であったり、地方行政はもちろんでもございますけれども、図書館とか、あとは民間のそれぞれの事業者様に関しましても、この感染症を極力防いでいく、より防いでいくということにおける換気の補助であったりとか、パーティションを立ち上げたりとか、そして、また手指消毒等々、またマスク等々ということに関しましても様々なメニューをつくって、給付もし、お届けもしということもいたしておったところでもございます。また、大きなものとしても、エール商品券ということも、迅速に、これ、事業を立ち上げながら進めていったというものでもございました。

そういう点におきましては、より住民の皆様へ安心を頂けるような環境を何とか構築していきたいということで、町各課連携しながら、議会からも様々に御意見を頂きながら、一体として、愛荘町政として対処、対応を進めてきた1年であったというふうに捉えておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） それでは、国民健康保険の財政調整基金についての御質問でございますが、令和2年度の残高につきましては4,229万2,000円ほどが上乗せされたということで、決算額として1億7,574万8,950円という基金残高になっているものでございます。それにつきましては、令和2年度までの残高ということになっておりますが、この基金をどういうふうに活用していくのかということら辺につきましては、運営協議会等でまた協議をしていきたいというふうに思っておりますが、令和3年度につきましては、被保険者にできるだけ還元をしたいという思

いもございまして、基金の活用については、税率を引き下げるなどの対応を取って、令和3年度については対応しているところでございます。

今後につきましては、また基金の活用について、運営協議会等の中でも議論を深めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） それでは、私のほうから、介護保険の介護給付費準備基金の残高について御説明させていただきます。

決算書のほうの227ページにもございます、議員おっしゃっておられるように、令和2年度末の同基金の残高につきましては5,019万9,325円でございます。そして今回、補正予算のほうを認定いただきました介護給付費準備基金の積立金につきましては987万8,000円ございまして、トータル合わせますと、現時点でいう基金の残高につきましては約6,000万円弱があるという形になります。

この基金につきましては、第1号被保険者さんの保険料の多く徴収している部分を基金に積んでおります。この4月から始まっております第8期の3年間で、この基金を活用で4,050万円を取り崩した上で、今回224円の保険料軽減をするという形で、基準の保険料を5,800円に計算させていただいております。

今回、この部分につきまして、介護保険のほうの策定委員会でも、一気に全ての基金を費やすと、次の期のときに、それが逆に反発要因になるということで、最大限活用をするという部分の中で4,050万円の取崩しを決定させていただいたという形でございますので、その部分を執行させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） まず、住民課長。要するに、被保険者に還元していくということが今、言われましたね。1つのその手段が、税の軽減であると。それが運営協議会で協議をした結果、そういう僅かの率を、負荷を軽減したという言い方なので、じゃ、還元の仕方はどういうものがあるのか。運営協議会で協議していく、還元する項目です。一定、前回そういう協議をしたということなので、出されてると思うんです。ですから、ちょっとその還元するものを、どういうものを想定しているのかということをお聞きします。

同じことですが、福祉課長も、その基金が、結果としてこう取り崩すんだというけ

ども、今の補正で、結果、この補正は前年度の実績に基づいた基金積立てだと思うんですよ、会計上。じゃ、実質、それだけの利益が、利益という言葉はちょっとおかしいんだけど、結果として繰越しというか、そういう保険料の余剰が出たという解釈になると思うんですね。だから、900万を、単純な議論をしてるわけではないんですが、前年度末までの基金があり、そして、なおかつ元年度の基金が、残高があり、2年度の取崩しが起こった。そういう流れの中でも、その決算上、結果として1,200万の取崩しが、900万円、要するに実質400万円のマイナスを、取崩し分があるということに結果が出てくるわけ。

じゃ、あと、その今、200何ぼ下げたのが、結果、あと200何ぼは下げられたということにつながってこないかということが、この決算から私はひもといてるわけ。だから課長、担当者として、そういう協議をしていただく上で、どういう提案をなされているのかをお聞きしておきます。

○議長（伊谷正昭君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） 国民健康保険事業のほうでございしますが、今現在のところ、運営協議会等でお話させていただいているのは、あくまでも税率等の改正という部分をお話しさせていただいております。ただ、事務局のほうで、中でも議論している部分については、今後、保険事業の部分等で還元できるものがないかというものを模索していきたいというふうに考えているところでございます。令和3年度の運営協議会でそういった部分も踏まえて検討のほうをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 御質問にお答えさせていただきます。

基金につきましては、令和2年度において、第1号被保険者のほうから徴収させていただきます保険料の不足に対する部分を、一旦、基金のほうから取崩しをしております。そうしなければ、歳出のほうで各サービスの給付費の部分とのバランスが崩れるという部分でありますので、その部分に対して基金を取り崩しております。

なかなか、しかしながら、このサービス給付は少し多めというか、やっぱりサービスを使っただけ部分で十分確保する必要がございますので、どうしてもこの部分に対して、決算において余ってくる部分がございますので、その部分につきまして、決算において積立ての部分が発生してくるという状況でございます。

また、計画において、その基金の活用をどういふふうな部分で検討していたかという部分につきましては、基金の部分は最大限活用して保険料の上限を抑えるという目的と、そしてまた、計画においては3年間ですので、3年以降の保険料の平均的な上昇も考慮しながら、保険料が今後、乱高下しないような部分も策定委員会のほうで御提案させていただいて、決定していただいたという経過でございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありますか。西澤議員。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。会計管理者にお尋ねしたいんです。

ほんで、先ほど歳入歳出、そして基金等々御説明を頂きましたけども、やっぱりこの町としても大きな借入金があると思うんです。ほんで、その辺りの説明が、少し私はされてなかったんじゃないかなと、こういうように思いますので、公債費といえますか、その部分に当たるんだろーと思いますけども、今どのような実態にあるのか、そういうところを御説明。あるいは、資料のここには、概要の表示は、それがまとめては書いているんですけども、詳細なところは書いておりませんから、やっぱりそういうことも含めて、もう少し資料提供を併せてお願いしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時31分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 今の質問に対して、基金の借入れの件。会計管理者。

○会計管理者（中村喜久夫君） 失礼します。ちょっと今ほどの質問につきましては、財政当局のほうと協議をさせていただきますして、また資料提供のほうをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 西澤君。

○4番（西澤桂一君） 資料提供ですけれども、その時期を明確にひとつ、していただけますか。いつの段階でそれが、やはり我々もこれから決算委員会で協議をしていくということになりますから、それまでに間に合うのか否かということもありますので、その時期をひとつ明確にお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 会計管理者。

○会計管理者（中村喜久夫君） 来週から各委員会のほうが始まってきます。その分につきましては来週の火曜日という形になっているかなと思うんですが、そのときには明示、提示のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、会議規則第39条第1項の規定により、議長を除く全員で構成をする予算・決算特別委員会に、これに審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は予算・決算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、議案第45号から議案第49号まで、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（伊谷正昭君） お諮りします。議事の都合により、9月4日から9月23日までの20日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、9月4日から9月23日までの20日間、休会とすることに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。再開は、9月24日金曜日でございます。当日は午前9時から全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会は9月22日水曜日午前9時30分から開催をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれで延会とします。大変皆さん御苦労さんでした。

延会 午後2時34分